# 國勢調查員必携

朝

鮮

總

督

府



#### 或 勢 調 查 1 4 趣

ヲ를 ヲ를 國 行하 勢調 フノデッ 明。 ニシ 查 下斗 1 는 施 フ ノ<sup>ス</sup> ハモ 政 19 基 3 礎ヲ作ルノガ きゅうとはの 國 家 社 含ノリ 實狀 目 ガモ 1 爲、先ヅ全國 國 二家 於叫 ケ在 ルむ 祉 \_\_\_ 會 齊 組 二司織 ノ의 内容 人 - 에 **ㅏ** 다 就計 國 民 1 ラ 역 生 實 活 地 ノ의 ルリ質 調 況 査 上山

임

アリリ

7

ス

0

ノヰッ申ノ의國 느에 調 八爿 レ의 樣火 施 家 查 ケリ ノリナカ = 에 ガル 火繁榮シー 하 豫りメリ デモス 就 ブj 複 イ하 法 雜 ハナリマセン イテ州 ニッナも 依 社 ハ先ッ 國立民 依 產 業ノリ ラネ 會 基本 ナッ ガリ = 01 ハ經營デモ、 ーナリマシテッパイト / 國勢ノ 基本 幸 ン ケィ レバナラヌノデ 福 = 0 ソレデ此ノニュ리하甲 ナ되 **--** 됨 ノルモノヨ モ ス 是 ナル 、出來得ルダ リック 道ノい ノヲ正 ヲ<sub>き</sub> 正 ニモハ 確 調 常恒 アリ 查 確 ニョル が様ナー 知ル為ニー 그 히 ヲ를 = 4 ノマスの 實行スルノデアリマ 調 ケ 時 調べ査 無代駄用三引 べ査 するコース 殊特 며 方デハ不十分デ 國 ヤ斗適 ソ ノ正 二 司 重 應 男調査ョ行: 複 シ하 界五 ノリラ야 碓 ナル ナロ 國家 /イ様ニスルロエ 号 市 モッ 大 統 ス。 强 いか ノ의 ナケイ アリマ 計 國 制 ニ에 プリ 依 一 ツ<sup>か</sup> トヱ 度 하 中华 レバナリマ ノメ ス ツテアラユル カ ラ ラ ガリ社 シ テ 서 肝 會 刻 ン州コ 要 ア デ 計 組 也 寸 國 ン。 アリ 緞 デ 卜叶 國 个 肩 ヲチ 整顿 家 回 구다 ヲ 을 구하 シ물 る ノ의 111 ノ斗 テ 施 樣火 シ하 べ 歌 ナモ 4 テ ラ行 行 國 仐 行 H クも勢 政

### 或 ノ特ニ注意スベキ事 項

ア日間 ノ의 中緒 果 ガ가 良 好 デ하 ア州 *ル* 되 卜卫 否 ㅏ하 الر در , <sub>됨</sub> 世 帶 11カラ11 提 出 ス하 ルモ 申 告 ノ의 記 入 ガリ Œ 確 デ하 7 ルュ Ի 否 가 함 = 4 山 ル하

ノモ國 巾 セルない様等人 リマ アラシュアンドル ルコトガ必要で サーカー 告 義 務 者 オラシテ調べま イ 查 ノ의 趣旨 ヲ릌 能發 ク 7 解 반식 **シ**히 メユ 進 ン하 デゖ 木 4 業 그 에

ス

總督。 而ュ協 テ 能々本調・一種ニシ、 サカ國 勢 ニショ タリ語イコ査 , 며 ロノアル所ヲ了切者ヲシテ本事が スト規の程 程 其 他 業 解 注 ショニの 意 、熟讀 训 ·카하 七<sup>기</sup>하 1 11: Ni 犹 洪 二部期 シュ鮮

指 ク整準 コ事備 調 查 前 二豫メ擔當部 調 查 园 闪 ラ質 沢ヲ綿 密 \_ = 1 調査です 巡回 ノ<sub>コ</sub>順 路 

 $\nu$ 

<u>۱</u> 0

質 申 阊 告 チャ書 受 並紙 ケ ノッタ時配 ŀ キャノ의 際 懇親記 切 入 サーラ方と 答 へきナ 能验 ク 說 0 明 ス할 ル事 コ 

關 H 告 係 ノ智書 スッナ イモ入 コ事質 代 き筆 テ州賴 疑 招。ト時ル ソハ感情チャル快ク ル事 ス할コ ルット 様や チョ 그 이 ノェ 十号

1

樣

應接き工窓 寧ニシテ申告義務者ニ不快ノ念ヲ懷カ順 申申申 セナイ様二努メルコト。

申告書蒐集ノ際記入 ノ事項ヲ嚴密ニ檢查スルコ ١-٥

### 勢 調 查 得

# 或

朝 國勢調査員心得左ノ通定ム 鮮總督府訓介第十三號

昭 和 五年三月二十二日

朝 鮮 總督 子餌 齋藤

質

國勢調 查員心得

第 章 總

則

第 條 國勢調査員へ府尹又ハ III 長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區 ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行モ まゆいる

フ함

準備 調 在

申告 許用 紙ノ의 配付

Ξ 申告 書ノ蒐集及檢査

四 申 告 書 ノ의 整理 及 調 查 書 類 ノ의 出

五 以 上 19 附 帶 事

シャチ 就。 + 0; ヲ 를 ス할 ヲ을

第二條 國 勢 調 查 員 世 帶 職 務 執 行 w 際徽 章 佩 用 ス計 ~ 0

第三 條 國 勢 調 查員 ハモ 世 - oi 行 ス할 jν 際 國 勢 調 查 員 必 携 及 照 查

ラ可 携

ズか帶

ス함

べり

第四 條 國 勢 調 查 蒷 ハモ 世 帶 = 01 の就き職務ヲ執にの就き職務ヲ執に 行 ス ル 際 必 ナ故要ル ナ無 キ 한 漏 カラ 質 ス サ 質 ス サ 質 問 力不 ス함 ラ可 べり表 カボ ヲ를

第五 條 國 勢 調 查 員 いや職 務 執 行 中 知 得シタ jν 事 項 ヲ゚ 故無 ク히 他 二州事 ~ 0 ズ함

條 國 調 查 員 ハモ 擔當 調 查 區 卜斗 弊 接 調 查 出デ指揮ヲ請っ登區トノ間ニモ **ㅏ**와 1 9 그 에 重 複、 脫 漏 义 ハモ 所 凰 不 朋 ノ의 地域。 ア有引 1 =

キャ 直即 二時 共ノ旨 1ヲ府尹又ハ而長ニ申 H ファッベ īij シ함

勢 調 杳 員 いや 務 11 91 二便和 便前 ハかり為歌メ 順

區

內

巡

回

路

키를

定計

ノメ置

#

準

備

調

查

申

用

紙

1 9

第七

條

國

ル時

ŀ

配 付 及 H 告書 嵬 集ノ의 際。 7 順路 - 01 依 ルルベッション

第 八 條 國 勢 調 速っつや 告 普及照查 表提 出 後 = 於テモ 府 サ叉 ハモ 间 長っぷ リード 說日 明 义 ハモ 再 調 查 키를 命 ゼ 被 ラ命 レ하 夕曳

ルを ŀ キ時 ハモ 調 查 ノ む 査 上後 員 答 1中スベシ

第 九 條 本 伶 中 府 尹 叉 ハモ M 長 イン行っ職で 務 ハモ 道 知 事 ショ 直 接 ス하 ルモ 水 面 - 01 在村村 リ テモ 道 知 非 之此 フォ 行 フ함

第 章 備 調 查

四

第十 條 國 四長ノ定メー 西から 各世 タゼル <u> = 에</u> 期 間 內 = 01 準備 ヲ를 調 查 . ス シ ル ŀ シ르 ラテ左ノコ コ事ト 事 務 グラ行フベー きゅう

貼

付

各 住 世帶 番 號 札

世 所 在 地 里名及地 地番號ヲ調 查 スす ルコ

三 進 业 帶 - 4 在 秱 類 及名稱 查 コト

四 各世 |帶ノ申告義務者| 日ノ氏名叉ハロ 姓 名 ヲ き 調 調 直 査 ス シ ス シ ル

世帯ノ人,員内 数ヲ調 ||査を ||事

五. 各世 概

前 項 第 セラルベシ

世帶員 不在足 ノ調査ヲ爲スコト能ハザルト의 ・ き す リ 不 能 き札ハ府尹又ハ面長ヨリ之ヲ応・ ト時 ハモ 重れる テ奏巡 回하 シソ 又サハモ 近 隣 1 者の二川 質問ショ ・シュラ調 査

ス 함 <sup>の</sup> 可 計

第十 條 世帶 番 號 札 ラ<sub>き</sub> 貼 付 . ス 할 Jν " 場合の過 一於テハ 左 フョ 點 - 에 注意 心スルコト ョ 要 ス함

土幕等 通 ア家屋 臨 ハモ 胩 勿論 ノ의 設備十五 社 雖 學 训 校 アル倉ル有庫 **ト 할** 毎叶キ時 物 か世帯毎ニューロ等ノ建物、 置 ニリハモ 悉々世帯で 升 筏其 ア他 番 號 札 ノ의 掛 ヲ音 貼附 小 屋 ス할 **設實張** ıν 二事 ŀ 天

跨り。 一棟ノ家屋 册 帶 アル内 ル有 **=** 에 トも時に 19 其 世 帶 ノ 主 夕耳 ルモ 住 キ時 世 ハモ 帯 居 = 0) -世 世 一帶 帶 番 號 世 札 アラモ 帶 番 號 附 ス並札 ラ 을 jν 朏 す事 附シ数 棟 叉 ハモ 母 屋 及 附 属 建

物

筏 なべ十月 日 以 後迄繋留 スベキ見込 アルモル ノ省ニの 一限リ世帯番品 札 키을 胋 附 ス シ ル コト

Ξ

升

第十二條 國勢調 查員 世帯二就き第二 - 條ノ調査。 クルトキハゼ 時 モ 即 直時號 二 1 結 果 查 表(附錄

一欄 乃 Œ 第五 欄二記入スベシ

前 関リニ ララ スコト能ハズ再調査 一ヲ要スルモノアルト キハ備考欄 ∰ニ 一要再型 が調し ト記? 入シ置き重える ユ ボ み

テ巡 回シ調査ノ結果ヲ當該欄 \*\*・\* 二記入シタル上備! 考欄 要再 調 

進 備調 査後照査表記入ノ事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知リタルト キハ **共ノ都度訂正** 上加除 スベシ

普通家屋以 外ノ住居ノ種類其ノ他必要トココ 

第 丽 長ニ提示シテ共ノ檢査ヲ受クベショル まい きょうりゅぎ 三條 國勢調査員準備調査ヲ終リ ・備調査ヲ終リタル ルトキハ 照查表 **ベラ府尹又**、

四條 前 19 檢査ノ結果不備ノ點ア ル有 ト 한 丰時 ハモ 府 查表記入 ノ訂正加除又ハ再調・ 查

ラ命 ルない

### 申告書用 紙りり 配付

リ交付セラルベシーサは 音受計の可計 五條 申告書用紙 ス 照査 |入ノ世帯ニ配付スベキ 

第十六條 國勢調 一。 到 助アリタル 有計으로因記

用 紙 不 足スベシト認メタルト も き 認 定 む 時

スペッション 國 勢調 .内ノ各世帯ニ申: 告書用 紙 ヲ를 配

付

託シテ配付スルコトヲ得申告義務者又ハ之ニ代ルベキ キ 者共 그 히 不在 19 世帶 = 에 ハ重ネテ巡回 シ 叉ハ便宜 降ノリ ノ申告義務者ニオ

枚 ヲ를 八條 加 フ함 各世帯ニ 要ト 配付スベキ申 認 メ き 一枚トシ十人 クラ超 ニュルがり

第十 國勢調 但シ必 |査員ハ申告書用 |豫メ照査表ニ依リ用紙指|

儿

條

紙

配

付 前

號

及

世

帶 番 號 進 世 帶 **=** 에 在リテル 共 ラ 柯 埋類及名稱ヲシ 記入シ置き配付 햐

ヲ플 十條 作 成 ス記 ベキ旨ヲ告グベシ申告義務者以申申 きょうののか 國勢調 查 員い申告で 書用 紙 西己 記付ノ際各門 外ノ者ニ配付シタル場合亦同 当 のり む 遠 遇 世帯ノ申告義務者ニッ 一對シ十月一 沙함 日 午前 八 八時迄二申

國 勢 調 查員 必 要ト라 認メタルトキャ キハ申 告書 日ノ記入方ヲ懇日 まき親 切二司 二指示スベシ

第二十一 條 國 一勢調 查員 申 告 書用紙号 心配付ノ 際山 世 帶 = 에 異動 ツアルコトラかの 有 計 を 知 リッシタ ル時 # ハ即 = 左. ノヨ 各 **그** 에 依

リ<sup>き</sup>處理 エスベシ但ですり可す シ 舟筏 **=** 에 在リテ・ **シ**ハモ 十月一 日以後迄繋留スベキ 輩 者 モノニツ州 ル計

停ル様抹消シ照査 照査表記載ノ世帯擔當調 表備 考 櫊 \_ 에 BB 杳 圖 四又ハ區 |内ニ在リテハ「區内移轉」| 外二移轉シタルト ーキン世 园 外一叫 在リテハ單二一移轉」トラウスをする 帶番號札及照查表ノ記入ヲ讀 記入 ス シ ル 三數

此 ル한 世帯番號札ノ貼附及照査表 一記入スを記入る

### 第 四 章 申告書ノ蒐集及檢査

國 勢 調 査員ハ府尹双ハ面長ノ定メタル 圳 H = 에 擔當調査區ノ各世帯 就。 + 0; 漏ナク申告書ラー落り無豆寺

蒐集スベシ

國勢調 查員 八申告書 見鬼集ノ 際世帯又ハ人員 ブ 9 增加 共 1 他 必 变 = 01 燃がバン ル偽 為豫備ノ

用 紙ヲ携帯 アスペッション

第二十四條 キハ第二十條第二項及第二十 國勢調 査 員。 申告 1書鬼集ノ空 際世帶 條 1 9 規定 - 에 = 01 異動 進ジす アリル有 テ之ヲ處理シ中 コト ラ을 知 リ 한 申告義務者ヲシテ直ニ申告書 タ 申告書ノ記 一發見シタ

入 ヲٷ 為司 サシメ之ヲ蒐集スベシ州市昨此言 計り可む

**카** 게 用 シ하 ・メンヲ蒐集スベシ り追給 Ħ. アラシスト 國 ベルモノアルトニ하 モ 者 有 哲 時間査員ハ申告書前 トキハ携帯セルス 記入ヲ爲申告書

場合ハ申告書 集ノ際口 六條 申告義務者ニシテ申告書ノ |指定ノ筒所ニ 國勢調 查員 (ノ氏名叉ハ姓名ヲ記入スベショ 記入ヲ爲スコト能ハザル者アルト キ ハ<sup>セ</sup> 國勢調査員ハ申告普嵬

七條 申告書ノ世帯番號、 國勢 調 查員 申 世 告書ラ受取リタルトキハ疽ニ |帯ノ所在| 地 世帶 左ノ各號ニ依リ處理スベショ めい かい きゅがき 滯 ノ의 種

四人上之ヲ, む後此音 申告書各項 ノ照査表ト型 ノ記入ヲ檢査シ重複、 ス할 二事 復、脱漏又ハ誤謬アルトキヲ發見シタルトキハ事實ニャ も 時 モ 義務者ヲシテ訂 E 也別 シ하 メユ 叉 がを質

ŀ

及

問

**IE** 

jν

ŀ

커 율

對照シ相違ノ點ヲ <sup>計・</sup>

用 紙 11 告 ヲき ~変付シ更二: **ルスノ文字** 申 亦 告 明ナル 一書ョー作 一成セシメー þ キ又 ハ 訂正ノ為不品 ハ自ラ淨寫スル 明 ŀ コ事ト y タ<sup>된</sup> 但 w 卢時 シ 淨 キ ハ<sup>는</sup> 寫 申 ノ의 中告義務者二世 、場合ニが 於テ ハ申 重刈 ネガ テ次 申

1 9 簡 所 = 01 國 勢 調 查 蒷 八八氏名 叉 ハモ 姓 名 ララ 記 入シが 原 書 左 Ŀ 部 和二「淨寫濟」 나라 附 存 ス함

24 亢 巡二 條 一枚以 國 勢 上ノ申 調 /擔當 告 書こりハセ 調 杳 共 區 内ノ申 1 枚 數 告 及 號 書ノ嵬集ヲ終リタルトキハ 數 シラ 指 定 プラの簡 所 = 01 R人 スルコト ・ 更一可 申告書ノ 의 記 ス 事

ラ検

查

シ訂正 ヲ을 /要スルモリ 記入ノ男女別· <sup>乳</sup> ルモノアルトキハ前と対の有些時七 人員ヲ計へ日 條第二 號 ハニ在リテハア = 01 進がずい 訂正 エシタル後左, ノ手續ヲ為スベシ = 에

テ야 기 하 ノテハ か最初ノ用紙ニ之ヲ記入 モ 의 에此를 テハ支那人、其ノ他ニ區 告 書記 = 01 一區別シ世帯 スない可か 人員 本人 |棚ニ之ガ記| 八ヲ為スコ 內 地 人 朝 ŀ 鮮 但 人 シ 共ノ他 **通二枚以** 區別シ外國 Ŀ ノ의 申 告 八二年在 当二付割か

照 查 表 記 ス ノ 4 ・順序ニ依り申告書指定ノ筒|・「「「「「「」」。 所 及照 へ 査表 年 の 表 年 **公大棚**ニ 그 H 告 通 シ 番 ヲ를 記

入

ル

ス한

中事

申 告 = 記入ノ申: 中告書枚数ヲ昭 スニ依リ照査表 照查表第 七 檷 三門記 **ル入ヲ為** 、 ス<sub>할</sub> ŀ 그 그 나

四

告

書世

一帶人員

が開ノ

記

Ŧi. 查 表 第五 棡 第七 欄及第八欄ノ 의 各合計ヲ算出 記 入シ檢算 スす w コ事 ŀ 但 シ 延二 枚以上· ナ ナルト ト 羊七

第八欄ノ記

枚毎二小計ヲ記入シ最終ノ用 紙二叫 二合計ヲ算出記 四記人 スペシ

第二十 六 九 圆 條 勢 調 國勢調 員 申 中告書ヲ淨寫シ☆ 員 前 條 手 ル時 키 을 終リタル時 ŀ 7 照 査 表 照查 備 考欄二一淨寫」上 表 ト<sup>와</sup> 各申 告書 記入 **ト와** · ヲき 對 ス할 五照シテ符かり ゆ w コト 合 ス如 ル<sup>イ</sup> ヤ百

檢査 スベシ

第三十條 國勢調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ申告書指定ノ筒所ニ捺印スベショ き む 時 キ

第三十一條 國勢調査員申告書! 

### 第 五 章 申告書ノ整理及調査書類ノ提出

第三十二條 國勢調査員前數條ノ手續ヲ終リタルトキハ照査表寫ヲ作成シ照査表及照査表寫リ リ リ リ き せ 時 モ 指定 1 4

筃

所二日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第三十三條 國勢調查員ハ申告書ヲ其ノ通シ番號順ニ重ネテ一括シ照査表及照査表寫ト共ニ府尹又の勢調查員ハ申告書ヲ其ノ通シ番號順ニ重ネテ一括シ照査表及照査表寫ト共ニ府尹又

7年寫濟ノ原書ハ別ニ一括シテ前項ノ書類ト共ニ之ヲ府尹又ハ面長ニ提出スベシ面長ノ定メタル期限迄ニ之ヲ府尹又ハ而長ニ提出スベショ・ サー サール サリリオー サリリオー サリリオー サリリオー サリリオー

(和綠綠母)

								<b>景鉄P</b>	月)	-
					1		番	111;	第	調
號	號	號		號	號	號	號	帮	欄	查區第
`			赭大表				mr.	泄	第	郭
			色サ		1		洞里	W.	33	
			刷三中十				名	所	=	號
			告一 書行				地番	在	J115	
			1-				號	地	欄	區域
			同型				種	N	第	~~~
			-				類及	111.	=	
							名	402	l	
							稱	,	欄	
							姓氏	全へ世	第	
							名名は   又え	名名理世帶 义者帶主		
								ブメ	棚	
			•				槪	人	第	
							數	員	<i>五.</i>	國 勢 調
							番詞		第	調調
號	號	號		號	號	號	號:	と書	六 欄	查_選
							枚	中华	第七	相相
_枚_	_枚	_枚_	•	枚	_枚_	枚	數	告書	棚	启
				***			男 内 地			ď
							女人		第	
							男女人	1.		
							女人	本		
							男共	人裡		
							女他	八程	7	
							男支	外	八	
	1		•				男一女	11.		
			-	Andrew Lands to the			男共	國人		
						Name	女他	시		
	<b></b>	l	•				1	-!		
	¦			Springer and and a second			男 全		欄	
	İ	l					計	t		
ļ								備		
f	: 1							考		

道 府郡島一面

照

查

表

面府	Ī	合	小						· · · · · ·	i	<b>F</b>	世		第一
長尹 檢又	昭	<u>計</u>	計	號		. ,	號	號		1.	烷 <del>-</del> —	帶		
即介	和	下入	通一			挺				Į p	l)	世	- 1	第
	Æ.	シ最	二通 枚一			<b>裏三十行</b>				1	问 L	猬	•	
l	华	終	·以枚			彷				Į į	也	Ø		=
檢水道		用	上ナ ナル							1	名	在	1	稠
印面知	,,		ルトトキ	-	THE R. P. LEWIS CO., LANSING MICH.					3	娩	址	1	1143
スニ事 ル在ノ	JJ	合	キハ							1	Ī	H	1	第
モリ直 ノラ接		計	·ハ合 一計								頸 及	10		Ξ
トハ管		鎮	枚ノ							2	名	福		
ス道掌 知ス	Ħ	記	毎ミ							-	解			棚
事ル		入	小記 計入							妙	氏管	ドハ	<u>II</u>	第
		ル	ヲシ							7	名理 又者	情"	市主	四
		ת /	記一								ハノ	· ) ]	X	欄
		·								1	旣	人		第五
						_				-	数	Į		欄
										7	番 道	自中世		第六
				號	號		號	號	號		號 シ	/ 世	ţ_	欄
										1	<b>汝</b>	4	1	第七
		_枚_	枚	枚	_枚_		枚	枚	枚	1	数	1	t .	欄_
							·	<u> </u>		男	內地			
	國勢調查1					_				女	人	Ħ	JU.	第
						_				男	朝鲜	i 1	世	
						_				女	人	本		
						_				男	共	人	Aut.	
						-				女	ク他		าม	
	貝					•				男	支	41		八
		~				•	· des company agradance may			女	支那人_	1 1		
			-			-	**************************************		as	男	共	國	۸	
				<del></del> -		•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			女	ク他	ᄉ		
						-	****	***		男		'	<b>1</b> =1	
						-	***************************************			女	合	•	貝	柳
						•	***************************************			計	副	•		
			-			-				1		備	!	
		l /	/	I				1	•	:		1,173		

										(例	١,	入	記	)				
		0		八	-[-	六	Эĩ.	prj	Ξ.		:].	番	:		世	第		
號	號	號	九號	號	號	號	别.	號	號	號	7 . 7 . 7 .	號	:		帶	棚		
此月	吐月	啡: 月	班:	此月	吐月	则: 月	则: 月	肚月	et: Fl	吐. 月	1	. /III	可		111:	第		
里	鱼	里	里	11	里	里	訊	里	里	亚	1	-1t-	洞		## ***			
し	=	三番	五	땓	1 1	=	0	六番	四番	二海	7:		<b>番</b> 组				所 在	=
番地	番地	地	番地	<b>雅</b> 地	番地	<b>雅</b> 地	番地	地	地	地	址	號	名		地	棚		
715		中寄			旅							名	<b>手</b>	fi '	徙	第		
		校合 答公 衍立			館吐								类	37	世帶	33		
		合此			月館							稱	2	生	"	棚		
趙	金	池田	护	李	朱	朱	張	准	鄭	馬場	<b>S</b> 5	又	者	世帶	世帶	第		
大	亢	正田	永	<b>1</b> E	炳	炳	德	東	文		1:	ハ 姓	ノ氏	1	Ē	땓		
淳	文	次郎	植	藥	祚	祚	鎭	粪	浩	義雄	11:	名	名	管理	メハ	福		
六		六四四			=	-t:	****	六	[/L]	_	- ·	梅数			<u>—</u> 人 員	開第 五		
-	=							-				否			1]1	第		
號	分號	九號	八號	七號	六號	五號	四號	三號	二號	號	號	别			告書	六欄		
-		七			二枚	_	一枚	一枚	一枚	二枚	枚	枚	枚 書 中 数 告			關第		
枚	枚_	枚四	枚	枚	仪	枚	仅	11	12		1X		内	1		<u>-t</u>		
		八			=					五.			地	E				
									ļ	三		女	人		世			
=		三	=		八	pu		=	=	=		男	朝鲜	-1-	1	第		
				=				=	=			女	人	本				
=			一	=	=	=			-			男	详					
		<u> </u>			_								7	人	帶			
												女	他		-			
					Ξ							男	支那	外		八		
												女	八人					
	-							-				奶	共	國	人			
				<u> </u>					<u> </u>				7	人				
		<u> </u>										女	他		-			
Ξ		六一	=	-		14	_	=	=	ન		男	1	合	貝	襉		
				==	-		-	=:		1		女						
		カニ	<del>-</del>		-	==		=		四一		計		îŀ				
五		=	=	[2]	六	<u> 년:</u>		Ji.	157		11.		!		<u> </u> 	<u> </u>		
	倉庫内				淨寫		船	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	!		移轉	備						
	内					!		1	:	1		考						
			1	1	1	1	1		1	1	i							

調査属第一號區域{池里ノ内上南面ヨリ鎮海ニ調査属第一號區域{吐月里ノ内吐月川以西及龍

表

照

查

慶尚南道 國勢調査員 道 昌原郡 府郡島 李 上南面 鱼 亢 面 韭

四

 $\Xi$ 合 小 Ξ Ħ. 儿 -6 計 計 號 號 號 號 號 號 號 號 號 貎 號 昭 龍 龍 龍 PI: 龍 111: nt: file 出小シー 和 池 月 池 月 " 池 池 池 記計一通 111 11 Щ 111 Щ 111 111 ,ili Ŧî. 入ヲ通ー 六〇 六三 六二 -{: -1--[-八 ス記二枚 ル人枚ナ 41: 儿 Ŧi. 不 帝 Ħ. 番地 番 地 地 番 乔 祁 番 4-コン以ル 地 地 地 地 地 ト最上ト 月 下容業體過館 終ナキ === ノルハ 用下台 H 信キ脎 ニハノ 1 金字姜 朴 坂 企 企 朴 合一ミ 1: 計枚ヲ 渌 春 永 珡 Ħ 茶 菸 圭 ヲ毎記 太 第二人 郞 F. 哲 盐 FL 星. 星 展 植 至 <del>-(;</del> Ŧi. -六一 1/1 六號  $\equiv$ 儿 八 Ŀ Ξî. 14 號 號二 號 號 號 號 號 號 號 號 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 枚 五 七 뗏 六 元 =: 四 174 = = i 國勢調 == 李 ĴĊ 三 рц =: Ħi. 三 圭 == = 否 6 in ----=== 六 Ιί. -1: 追加「 以内容仍近加 追加掛小屋 摡 内 移轉

亚

檢府

ション シス

面

印長

檢水道

印面知

スニ事 ル在ノ

ルリテハ道接管掌

知ス

事ル

世 帶 番 號 札 樣式

ΙĠ 面 第 調 查 國 世帯ノ管理させ、 勢 盟 訓 世 査 帶 貝 者ハ 第 號

### 申 記 心 得

世

沓 通 世 一帶 1, 24 進 世 帶 ヲ를 ノ위 ---二司称 ノ의

世

一帶

ハモ

普通 #I ヲテ ニュ 世 共 シュ帯 有シ家計の及家計の 住居 計 ヲ゠ ヲ゠ 共 Ŕ 有 ス하ッ하ス하トニ ルセルセルセス計 者 者 者 ハモが 住居 集関 ノ의 カラ・普通 ヲ 을 謂云 三司世 フ함 一スル毎二各一ノ普四帶トス(行規則第二條第二項祭一件 の 代別則第二條第二項祭 普通 餘鮮 第三項 到 照施 世帶 参查 下斗照施

ス計

(調査施行

规朝 **《則外》** 

几

家

六

五. 往 居 ヲ**를** 共 ハニスルモ 別他 = 家計 ヲ를 立 ッ하 ルモ 者 ハモ 家 計 키를 異 드히 スき ルす 毎叶 = 4 各 通 111 1 st ス計 調明 査和 施 則鮮 外网

項條 參第 照四

準世 幣トハ寄宿舍、1 病院 旅 店 合宿 所 舶 **=** 에 在 ル한 家 計 フ를 共 = 히 セマ ザ of ルモ 老 / 의 集 リ閉 ヲ을 謂

フ함 行昭 規和 则五. 第二條第二條第 五勢項調 照施

七 ラ<sup>의</sup> 旅 集 店、 下征 屋 二의参查 於 トサケ n 營業 1 人 及 Ţ 1 家 雇 Λ 19 集 ソ网 ع. و د<u>.</u> 1 9 普通 世 l. el シュ 旅客、 下宿

集リ関 ハモーノ의 進 ス計

八 旅 店 下宿 屋 等 =에 /의 111 營業主 否 ハモ ト音 準 ノ의 務 アラナルモンスト 進 111 帶 ノョ員 = & アラダ

九 旅 店、 下宿日 屋等 在 jν ŀ 否 間政告 告 義 自 炊 ナ하 者 いせ 别 普 通 111 h 라 ス함

--人下宿ノ下宿 人へや 间 居 人 h 이

-|-寄宿 病 等 ノ斗 丰韵 進 111-帶 15 構 内 叉 ハモ 建 物 內 - 0 管理 事 務 員、 門 番 等 1 9 通 册 アナ ルツ **卜술** 半時

之此 準世 帶 1. 21. 混 ii 반하 ザ河如 アルコト

家 計 ヲ금 共 = 1 ス하 ルモ ノミ飛 舶 りむ 3 汉 N 舶 护 筏 ハモ 普通 世 帶 卜叶 シゔ 進 北 卜斗 いか 12 " ザヌ ルッコ ト 일

旭 臥 飲食 19 設備 ナッ 十智 ハモ 世 世帯ヲ認メ ズ

# 者

申告義務者トハ普通 世 = 에 アリテモ へ世 主 世 帶 主工不在 4.ノ場合ニハーの境遇のモ 事實上 芝此 代 . ル べき ŧ ヲ゠ 謂み

進 世 ニアリテハ之ヲ管理スル者ヲ謂フ

ト로 數ス計 人共 同ノ合宿所ニアリテハ い合宿者ノニ 選定シタル總代又ハ國勢調査員ノ指定シタ /ル者ヲ申告義

ス함

ブラックの単一で 一トハ男女ヲ問 ハズ實際世帯 ヲ를 主宰ス ルモ者 ヨ明と多 力히 ハモ 戶 主 エ リ リ ル ル モ ce 必 ズ シ ・モ戸 限部 ラモ

病院ノ院長、 旅店、下宿屋ノ 主人又ハ主婦、 船 舶 ノ 의 船

奶者ヲ指定 ス할 ル場合ニハ調査ノ時期- 境 遇 Ҹ モーギ <u>그</u>에 現在シ成ルベク同宿 ノ의

### 入

記

文字ハ調査ノ便宜上國語ニテン文字ハ墨叉ハ黑色インキヲ用 

 $\equiv$ ノ한 記入事項 ブリイル 力卫 ハツアツテモ同、 同上 文ハ同右 ト記入セズ各一 人 毎卟 그 다 繰 返シ明瞭 = 히 記入スル

コ事

四 亦記 入事 項 正 ス할 ―)ヲ引イテ抹消シ其ノ右側ニ JE シ礁 + 한 ・記入ヲ爲

ス할 **=** 

五 ス 事 項中調查 旦ヲ重ヌル 毛玉 尙不 の不明ナルト 明む 時 キャハ 不詳」上記 記平 記入スルコト 事

1 9

欄 記 入

圆 |勢調査員ハ申告書ヲ各世 帶 **=** 에 配付前照査表ニ依リ欄外右側ノ當該箇所ニ左のより 一子各號 いず記入スル ⊐ કૌ¢

ŀ (節十九條參照人國勢調查員心得

町洞里名

地 番 號

 $\equiv$ 世 帶

進 111 帶 **그** 에 アが歌 ハモ 其 ラ 種 類 及名稱 ヲ을

調 查 區 番 號 道 府 郡 島 面 名 八府 記 火ハ面長之ヲ記入っ モー 『此書』 ス할 ハルコホト ス マ 計 jν Æ

 $\equiv$ 世 一帶 八員棚 ふや 申 書 ラ<sup>ミ</sup> 蒐 集ヲき 終 \*リッチング タセ 又 Jν 後 仮精査ノ上記 記入スな jν æ 1 ŀ ス(対外の **介在** 號 珍 彩 珍 形 節

1

ŀ

ス

九

一数シ ハモ \_ 0] ッ하 ス할 中

四 申 告 申 書,告 普通 枚 以 番 上 = 에 號 亙 ル할 1|3 ト<sub>時</sub>告 キ<sup>™</sup> ハモ 嵬 集後照 集 ノ의 際 查 何 表 枚 ノ目依 內 第 入 號 w 第二 號 第三號 / al-如三 ク il 入 ス할

### E 範

H 告 = 이 記 入 **관**되 ラめ ル。 牛擊 者 ハモ 左 記 (1) ( p) (ハ) = 에 該 必當す ルモ 者 근 ŀ 하 シュと此 \_ ~ 該 는 한 でガサッ ルモ 老 ハモ 假 分 家 族 久이 リ라

上五

雌

Æ 切 記 入 也하 ザス ルッコ **Ի** 월

( 가 ) 之此 查 V N ヲ를 ノ의 者 タシ 調 陆 w ハ七査 圳 省 家 19 산하 前에 胩 及 族 听网 死亡 世 期 デ 帶 ア與 말 シ jν + 그 에 上那 ス タが 月 ŀ w り 否 者 ▶를 H タシ 及 jν ヲポ午 者 問 111 前 一帶 ハが零 ズュ時 調 ヲ를 去雕 查 谷 卽 ŋ 19 R チ タゼ 時 調 九 w 圳 查 月 者、 後 耳 = 項 = 01 調 死亡 アき -|-漏レナを落計の 查 日 ノ의 シ 三三 ナップリナックサイナ 力型 脎 圳 w 者 後 記<sup>八</sup>月 及世 入 ス<sub>할</sub> \_\_ 生出 H 帰る去 ルコ <u> -</u> 에 コル形が タゼ jν ルや 從吃出年 著 リ 從 芨 タシ 111 jν テキニ에 者 骅 調 111 帶 그 에 ハモ 查 之此 ブラモ 時 入 ノ의内 ŋ 그 에 タき 記 現 期 削 jν 在 入 シニー タン生出タ 者 シ つっ調 タシ

(u) H へ 하 中 -[-沙田 = 에 月 自 分己 日 9午 Ì 111-帶 帯 零 婦 一週 ル来 偶然 歸 べ N 항. 屋 ‡ 者 外 에 ハモニ 在記 共 リュ又 1 111-滯 ハモ デニュー で で 現 、 業 現在 シャ を タ 動 ル者 中宿直 Æ ノー 直トゥ等。 シュスクラー・シュスの 記 1110+ 入る計 ナット ナット w キモ コョ場 所 = 01 在計 ルニモ 나도 月

散 訪 間 10 為三 屋 外 = 01 テ서 調 查 時 期 ヲ를 經 過 シ タシ

jν

例

記

ス

ルコ

w

コポ

巡察員 商 飛 脚、 監 视 **使丁、** 員、 郵便集配 車夫, 馬丁、 汽 擔軍, 車 E 漁 車 夫 叉 等 サニシテ 夜間ロスハ自動車ノエ 車ノ車の 屋 生外二於ケル: 掌、 運轉手, 執 綠 H 営業ノ為調で 登を

居 夜勤、 徹 夜等ノ為世帯ナギ官公署、 會社、 事務 所 店 舖 ili jili 番所、

場 (樂部 等 <u> -</u> 에 在リシ者

期

アラ経過

シ タ<sup>한</sup>

jν

ラ하 宿 泊。 ザル者ハ十月一 十月一日 中でザルコトなりかり コト豫メ明ナル者ハ最後ニ出發システーコーロゼーモー州 中間 岩田 中間 中間 中間 世帯 日午 削 八時迄二始メテ到着セ 山谷 さかせる 一番ナキ 舟に 帯ナキ 舟に シ世帯 <u>-</u> 에 現在 シ シタル者トン トシテ記入こ ころシ、又豫! 店 ハ ス<sub>할</sub> ル ア他 コト IJ. ノ의 パメ が出 世界 明常

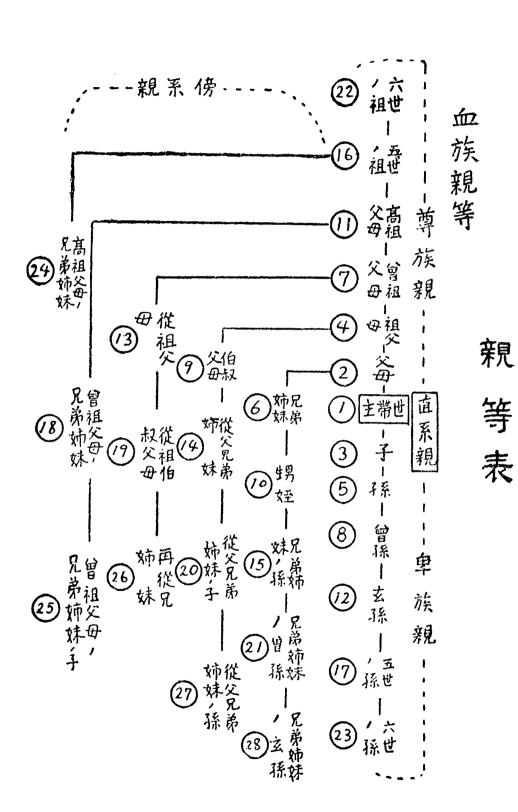
# 申告書各爛ノ記入

#### 氏名叉ハ 姓

記 左 普通 記 親 ノ의 範圍 等表 世 記入シ夫婦ハ列 必當スル者ノエ 筆 = 에 次ラス 配 (ベラ記) 名 又へ姓 偶 者 ヲ<sub>そ</sub> 記 入 ス シ ル コ 事 名 スシ家族 ・ これ 左ノ順 ŀ 一次 一依り <del>-</del> 에 一付テハ世界の對きなる リット 八スルコ・事 帶 主 上トノ 綾郎 柄係 ヲ成ルベドをリス 夕的

雇 人 來客等パ コ事

ŀ



Ξ

寄宿 合二在 次 ニ에 リテハ先ニ寄宿人次ニ當直ノ舍監、하昨モーリ 事務員、看護婦等ノ順ニ記入シ、旅店、下宿屋ニ在リラハ宿泊人、下宿事務員、看護婦等ノ順ニ記入シ、旅店、下宿屋ニ在リラハ宿泊人、下宿 小使等ノ順ニコ 一記入シ、病院に ニーのモリテ・ ハモ 光ーツ 患者、

附 直 19 醫師、

人 リノミヲ記入スルコト

進 业 帯ノリ |後未女命名セザル者ハ「名ツケズ」ト記ススルコト・リキー はれむそ モ 未 作 名りみょ せ 事にノ船舶ニ在リテハ先ニ船客次ニ船長、船員等ノ順の リー りょりょく (等ノ順ニコ)。豆 二記入スルコト

 $\equiv$ 誕

四 氏名叉ハ姓名ノ四 明ナラザル者ハ通稱又ハ幼名等ヲ記入スルコト ロ하지만은 ヒ

#### 帯ニ於か ルむ 地 位

世

普通 世 帶 \_ 에 在 기하 テハ世帯主ハ「主人」、世帯主ノ配偶者ハ「妻」又ハ「夫」直系尊屬ハ「父」、「母J、ヰ + +

「祖父」、「祖母」直 「妹」、「伯父」、「伯母」、「從兄」、「從姉」ノ如ク世帶主ニ對スル續柄ヲ記入シ 其ノ 配偶 ハ 各々其の 中 の 世 關 係 音 しゅみ |系卑屬及其ノ配偶者ハ「長男」、「長男ノ妻」、「長女」、「二男」其ノ他ハ「兄」、「弟」、「姉」|

トン吳服商ノ番 妻又ハ夫クルコトヲ記 『主义ハ世帯』 員ノ職業上ニ使用セラルル き サ モ

雇 |雇人トハ子守、乳母、下女、下男等ノ如ク家事向ニノミーの時かや。||現了神田の中の中では頭、料理店ノ仲居、農家ノ作男等ノ如ク世帯主义ハ世帯は頭、料理店ノ仲居、農家ノ作男等ノ如ク世帯主义ハ世帯は 使 【用セラルル雇人ヲ謂

來客 ハモ

準 世 下宿屋ノ下宿人、 船舶ノ血 船客等 ハモ

「寄宿人」、「患者」、「宿泊人」、「下宿人」、「船客」等ト記入スルッティー き ナ事

員」等各其ノ名稱ヲ記入ス き

### 女 別

男ハ「男」、女ハ「女」ト記入スルコト

#### 出 生 ノ의年 月 日

實際誕生ノ年月日ヲ記入スル コ事 ŀ

誕生月日ノ不明ナル者ハ 月又ハ日ノ上ニ「不明」下記入シ、 誕生ノ年 モエ 不明ナル者ハ推定ノ年齢 ヲチ

凡何歳」ト記入スル

\_\_\_ 四 併合前ニ生レタル朝鮮 外國人パ其ノ本國 國ノ曆ニ依ル年月日ヲ記入スルーリーの おい かい き いま いい ない こうい 真韓國時代ル朝鮮人ニ在リテハ舊韓國時代 ルコ 代ノ年月日ヲ - ヲ 得 計 記入スルコト - ヲ 得<sub>함</sub>

コ事ト

## 配偶ノ關係

有 死 别 雕 別ニ 圖 别 シ하 テ야 記 入 ス할 Įν コ事 ŀ 但 シ 未 婚 が一末 有 配 が有 1一十二 スす

ル コ ト

未婚 者 = 의 卜斗 ハ함 シ하 未む テ야 グラ 一度に 婚 姻 也하 ٣٦ ル男女ニシテ有配、 ルトハ現ニー 二妻アル男、 大アル 女ヲ謂 는 함

丰時 配 死 别 偶 ハモ 训 者 及 1 雕 別ハ最近、 死別 配 偶 1 9 關 ノリ現開ニな 係 ハモ 獨 死 係 別ニアズシテ現在 ロ ロ ロ 身 二依り記入シ例へが夫ニの から から から から から j 者ヲ謂ヒ、離 別。 ノ의 、事實タル難叫 かりから のみなられる のみなられる 死別シタル寡婦 别 トリス計 離 別シテ現ニー ガ汁 再嫁 シ タ<sup>む</sup> 獨身 w 1 後 · 者 ヲ゠ 更 二司謂 離 别 シ하 タルタ

卜食

本 櫊 ノ 의 記 入 ハモ 質際 1 狀 態 依ルモノニシテ必ズシモ 引 の 显 し い み 戶 籍 ごり仮うか ザス ル안 、コトヲ

### 職

職 業 從 w業ヲ主宰經営 ポナルカヲ何! 事 スルモノナルカヲ分リ易ク日하モ者セス是明瞭す ハモ 管スル者ナルカ主宰者、 人 二モ分り易キ様之ガ細のモスなりる月此日 商等 ナノ如キ總元 世又ハ 會社員 常 ノ 稱 經營者ニ使用サレキ 别 かヲ記入シ尚な 呼 員 = 에 基計学 職工等 細二句 加工 ノ斗 事 左記 如 原 務、 料 丰司 、略稱 ノ斗 밆 如ク 技術 1二從事スル者ナルカでを事スル生産に = 01 取 依部 ラズ如如 何 ナ w ラモ表類で カスマ 示ショ 上上上 勞務 ノ의 職 1

小作米作雇主

自作兼小作米作作男

自作麥作手傳

養蠶巡回教師 養豚業飼養夫

炭鑛業採炭夫 海苔採取業手傳

及物鍛冶業徒弟

**瓦製造業型職** 

瓶素燒職雇主

ボールドナツト制煙管製造業磨工

ルドナット製造業平壌鐵工所旋盤工ニュ セーキ

草鞋製造業手傳

表具師單獨

竹籠細工職小僧

菓子製造業注文取

燒酎醸造業手傳

下駄製造業丁稚

船大工單獨

印刷業植字工

左官職職人

果物行商單獨米穀小賣商配達人

酒小賣商御用聞

菓子卸賣商小僧

石炭卸賣商 雇 主

洋品 吳服小賣商手代 小賣商店員

大山吳服店玩具部店員

新聞取次販賣業集金人

乾鞋都賣業店童

綢緞散賣業屋主

カフエーコット 厳人宿風呂番 ーコック

貨物業單獨

京城醫院看護婦

洋服裁縫業裁斷工

工業ナルカ商業ナルカ紛ハショ ス ロス + & 記入ヲ為サズ製造業、 販賣業ノ何レナルカヲ 中当 者 ゼ 対 き 明白ニョ

區分シ記入スル

部 事事 ヲき 個 販賣 シ 製 ロスルモノ又ハ町 きょう h 의 贩 資 1 의 ヲ兼ヌルモノハ主 販賣品ノ内若干ヲ自 ク要 自製又ハモノニ 加工 加 依りの 局課係名ヲ左記ノ如ク記入スルコ販賣ヲ主トスルモノノ例トスエスルニ過ギザルモノハ販賣ヲ主リ例へバ自己ノ販賣店ヲ有シテ自リ例へバ自己ノ販賣店ヲ有シテ自リのペバ自己ノ販賣店ヲ有シテ自 ハ販賣ヲ主トスルモノヲ有シテ自己製品ノ大リス リカ

トシ米屋、 靴屋、 肉 屋、菓子屋、下駄屋等ノ大部分ハ販賣

休 官公署二勤 職 宮東ニ在リテハ共ノ官名ヲ記日公署ニ勤務スルモノハ共ノ官 入るりるみの マルコト 事の 事 公署部局 コ 事

朝 鮮 總督府事 務 官內 務局 地 方課勤務

朝 鮮 總 督府技手 內務局 1 **水課裡里土** 木 出 張所勤務

朝 鮮 總督府遞信 技師 遞信局工 一務課勤 務

朝 鮮 總 督府遞信 書記 西大門郵 便局 長

京 城 中 央電話局 電話 事 務員

釜 ili 郵 便局 技工工 事 課 試 驗 係 勤 務

朝 鮮 總 督 府 鐵 道 局 非 記 經 理 課 會 計 係 主任

鐵 道 局 驛 手 京 城 驛 勤 務

朝 鮮 總 督 廚 鐵 道 局 技 手清 津保線 H 圖

長

休 職 朝 鮮 督 府 那

四 陸 游 軍 人 = 에 在リテハ現役 ア者 - 이 限ります j 官職 名ヲ記 ス함 w コ 事 ト

五. 事 業 主 ニ外軍 非业 かズシテ体給、しせの ユ 銀 共 1 報 酬 脚ヲ得テ勤務スル! 者 ハモ 训 1 職 及營業又 ハモ 1

ノ의

種 類 的 ヲョ 三自 ースベキ細目・ ラ<sup>き</sup> 記 入 ショ他 生產品 加 工 原 料 品 文 ハモ 取 扱品 ヲ<sub>ニ</sub>名 モ 及 -| |ス |シ コポト

營業又 ノ斗 ハモ 目 事 業ガニ 以 Ê コ 非 ト プロ 部 ァ 。 居り ルルトキックを呼 サキハ自己・ リノ属スル 部局 **心及課係名ト**ヰ 非 ブ 秱 類 FI 的 ト<sub>き</sub>ヲ

漢城 銀 行 大邱支店預金係行員 左

記

如ク記入スル

金錢貸付業營水合名會社貸付係書記

內 外 土 地 松式會 加 金融 部 調 查係事 務員

高陽 運 輸 株式會 **社薪炭委託販賣部外交員** 

染料 製造業鮮滿 染料工業株式 會

六 用 用スルーは小使 子女、 者 ハモ 父母 共 1 其 職 ア他 業 上 心ノ家族ノニ 19 地 位. ラ「産主」トショ 、機績的手傳で、 傳ヲ受ケテ自己ノ職業ヲカき바HH - リー き組シ雇人ヲ家事上ノミニ使vユー - モー 価人ヲ 家で

營ム者ハ其ノ職業上ノ地位ハ「業主」トシ左記ノ如ク記入スルコト おそ そ

米穀小賣商雇主

洋傘製造業業主

船大工職雇主

賣藥小賣商業主

七

地位ハ「單獨」トシ左記ノ如ク記入スルコト キーのみよう いいかん いっぱん いんこ 外の はいり おいま おいがり 一人 三雇ハレズ叉雇人ヲ使用セズ家族ソ手傳モナクシテ一人デ自己ノ職業ヲ營ム者ハ其ノ職業上ノ のの はい かいが まい まい かい かい はい いっこう こう きょうさん

植木職單獨

表具師單獨

下駄製造業單獨

魚行商單獨

八 位ハ手傳トシ左記ノ如ク記入スルコト も ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま とりが とり こまれ と こまれ ま これ ま こまれ ま これ ||ノ家族ノ職業ヲ繼續的ニ手傳フ者ノ職業上ノ地ヰ ヰ ヰ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ヰ

煙草小賣商手傳

Ξ

小 作 米 作 手 傳

菓子 小賣商 手

旅人宿手傳

舖 手傳

乾鞋都賣業手

胩 的二世帯主又ハ他ノ家族ノ職業ノ補 助ヲ爲ス ハノミニテ 一職業アル ルモノト 八斗 七하 ザス ル头

農作ニ從事スル者ハ自作、 小 作 自 作 派 小 作 Fノ別ヲ左記。 ノ外如ク が附記さ ル コ事

ŀ

ㅋ 합 ㅏ

自作米作 雇主 儿

小作米作手傳

自作 小

家事 プリ兼 用 《スルコト製・事事ののでは、「女中」、「子守」、「「子中」、「おり」、「子中」、「子中」、「子中」、「子中」、「子中」、「作麥作作女」 「乳母 抱連 抱 如 ク히 用務

1 9

秱 類ヲ記入スル +

十 季節ヲ追フテ職業ヲ變更スル者ハ調査 調査 1 時二個々体業中ノ者ハ最近 2二就業セルで 一從事セか 職業及職業上ノ地位ヲ記 ルモ 職 業及職 業上 プリ地地 に 入 ス シ ル 位 ヲ를 記 コ事 ト 入 ス할 jν

コ 事 ト

郁 日叉ハ隨時 二是 雁 上ノ變ル所謂に 日傭 勞働 者 二里 シテ職業ノ定ツテ居ル者」 1、其ノ職業及職業上ノ地キ

位 ヲ゚゚ 其ノ他 四ノ者ハ日の 傭ト記入スルコト

十 者山山 稱セラルル大工、左官、植木職」 ・ キー・ = 01 つ親方ノ職人又ハ徒弟トスルコトニハ單獨ニテ營業ヲ爲スモノト親方ニーハ軍獨ニテ營業ヲ爲スモノト親方ニ 便州 用 ルサ

「業トシテ「本業及本業上ノ地位」欄ニ、の stift の 训 1 氼

一記入スルコト

ル職業トハ主トシテ一身ヲ委ネルモノヲ謂ヒ其ノ區別ヲ爲シ難キトキハ收入ノむ のみなる 星 き む せ と と まな き むり む 時 と の 多キモノラッ 誚 フ함

從事スル職業ナキモ片手間 業ヲ止メ新職業ニ ・ 從事センガ為偶々準備 二腳 一營ム所謂五 加中ノモノハ其: アの ルトキハ ハ之ヲ「副業をリニュニュー・ハ其ノ準備中ノ職業ヲ記入スルコトハ其ノ準備中ノ職業ヲ記入スルコトハ其ノ準備中ノ職業ヲ記入スルコトハ其ノ

専<sub>主</sub>ラュ 內 職 記 入

スル アコト す

原 削 ŀ トシテ副戦 楽ラ 記 え 는 한 ル攬 現合二八本業, ポン記 記 入 アゥ ルツ 屯七 ノス ナリ レス IN 만 モ은 例 外 トュ シ テ서 、本業ノ記で 入 ナの クロシ テリ 副

業欄 **=** 81 入 ハヲナスハ 此 ノ内 職ノ場合トスの場合

りゅ 生計 職業ナキモ恩給 ヲ를 亚 ユツルヤ 者 ハモ 共 ノ 種 金 類 [ヲ「恩給」、「年金」、「地代」、「小作料」、「家賃」、「公債利子」、「預金 地代、小作 料、家賃、 公債利了 預 金利 子 配當 -金等 ノ ル 如 キジ 收 入って 크하

利子」、「配當金」 等りいる。 L入スルコト す

退職 判事 豫後備 軍人等

十九 概業ナク公私間の194 團 體ノ救 - 依ルモノハット かっそれ 一扶

助」ト記入スルコト

氣又小事故ノ為調査ノ當· 晝間規則的ニ通學スル者ハ何大學學生、 時偶々缺席シテ居ル者へ亦同ジ 過給司 む 、何學校生徒、 何書堂學童ト左記ノ如明書堂學童ト左記ノ如 力司 記 入 ス할 Įν 二郎 ŀ

蒳

四月以降全夕通學セル事實ナキ者ハ學籍ヲ有スルト雖通學者ト シテ職業アル者ハ其ノ職業ヲ職業ナキ者ハ「學生」、「生徒」等ト記入スルコト서 ののと と のみと き のなと と セザルコト夜間 學校二 一通學スルー 者 二豆

京城帝國大學醫學部學生

光州女子高等普通學校生徒

龜城公立農業補習學校生徒

咸與公立商業學校生徒

釜山公立普通學校兒童

上村書堂學童

# 出 生 地

内地ニ於テ誕生シタル者ハ其ノ道府縣名ヲ記入スルコト 明 서

朝鮮ニョ - 於テ誕生シタ ル者ハ道府郡島面名ヲ記入スル 一事

府 郑岛面 名ノ不明ナル者ハ道名ノミヲ記入スルコトリ ・

Ħ. 177 臺灣、 航 外國ニ於テ誕生シタル者ハ其ノ國名及地方名ヲ記入スルコト w w w 海 中ノ船舶内ニ於テ誕生シタル者ハ「水上」ト記入スルコト 樺太、南洋ニ於テ誕生シタル者ハ夫々「臺灣」、「樺太」、 育洋」ト記入スルコト

#### 民 籍 叉 ハモ 國 籍

朝 內 一鮮人ハ本籍アル道名ヲ記入ス も ののせ き 地人ハ本籍アル道 原際名ヲ記フ に入 スルコト ル コ事

ŀ

四 \_\_\_\_\_ 外國 臺灣 人・共八 國籍ヲ記入スルコト

三五

スパット

國 ナキ者 ハモ 斜線( ) ヲ 引ュ クコトー

五

**호**하고 丰市 程 度

讀

(假名ヲ含ム) 叉ハを診 文ヲ讀ミ且書キ得ル者ハ 各々ノ欄二一得一下

八スシ

コ す ト

jν

斜線(

)ヲ引クコ

h alt

但 讀き得ルモ書クコト ヲ得ザル者又ハ書キ得不 むせ もせ も 付ルモ讃ム コト · ラ不 得 ザ<sup>하</sup> ルセ

讃ミ且書キ得ザル者ハ當該欄ニ하り 計量不 하せ モ 斜線( )ヲ引クコト

# 或 勢調查員由告書檢查手

昭和 五. 年四月 亢 H 通

### 申 書 檢 查

國 |勢調査員ハ申告書ノ正 確 ヨ期スル為前後三き おりほれい 回之ガ檢查ヲ行

## 第 回 檢 查

上正 國 タル 查 卜時 キハ 各世帯ョリ申 申告義 務者 告 = 9 書 能用 「ヲ蒐集スル際必ズ左ノ를 せいせられ コ の聞き質シタル上之ヲ訂正 な 景 の 甚 後 の此 音 順 序 **=** 에 依りい 也别 ム 할 檢查 jν コ ヲ를 \_ 卜事 為計 ( ) 大七條第二項參照之( ) 與勢調査員心得第二人 シュ 重複、 脱漏又ハ誤謬アリ

申 ニ自告 二於テ ハ 世 一帶移轉等ノ爲質問。ユニ因하ゅ 及 再 調 查。 プ困難 ヲ한 水 水 ス 二週 依叫 リボ 不審ノ點 ハモ 此 7ノ檢査ノ 際十分

朋 ナ히 置申 レ ク ラ コ 일 ŀ

記入ノ文字不明ナルモ ヴ ヴ ヴ ノナキャイ 7 ヲ를 檢 查 スす ルコ事 Ի

記入アルベキ 櫊 **=** 0) 記入漏ナキャ否ヤヲ檢査 スす jν 크 ㅏ

= 申告 書ノ世帯が 番 號 111 一帶 1 9 が所在 地 及 世 滯 主 一支の世界 帶 1 管理 者 ノ氏名叉ハ姓 4名ヲ照査 表

第

櫊

第

禰 及第 111 欄 1 9 、記載 上点 對照 ス할 jν 二部 ŀ

世 主文ハ世 滯 1 管理 者 り氏名叉かる 姓 名上斗 氏名又 ハゼ姓 名欄如 初 筆 **シ** 의 氏 名 文 ハモ 姓 名 卜斗 野照シ世 帶

在 1 의 場境 合選 ロニハ主人 示 在 누락 ト肩書シアル・ ヤ否ヤヲ檢査 スす ル コ ト

進 业 1 9 申 告書 サッ ル ト時 丰 ハモ 右ノ記 外外 尚에 進準 批世 帶帶 19 種 類 及名 稱 かヲ照査で 表 欄 19 記 軷 h 와 對 照 ス할 Jν . 그 차

兀 |氏名叉ハ姓名||ハ初 チョリ順 ユニナヨ 次 = 로 之ヲ點檢シ重此量 하ュ 脱漏 <u>災</u> ハモ い誤謬ノ有知 7無ヲ照査: 表第五欄 入

概数ト對照シ檢査 ユ ス シ ル , コ ト

Ŧi. 配偶 1月間係しか 死 別文 へ、離別下司 記ュ 入シアルヤ 否ヤー ヲ를 檢查 ス할 jν ト コ コ

六 珮 水業しいも 一農業 = 에 屬 ス한 ルモ ノニシテンタ オ 自 小 作 自 作 派 小 作 *>* 의 區 别 ヲ゠ 附 記 也하 ザゥ ルモノスモス ナュ 牛與 ャ<sup>次</sup> 否<sup>否</sup> ヤ를

ヲ 檢 查 ス할 ル 그非 ŀ

口 檢 查

檢 圆 查 勢調 五ヲ爲シ補工 |査員の申告書/正確 正 一ヲ要スルモノニ付テハき 整対の動の モ 唯ヲ期スル為婚 指電 事 質ニ依リ訂一 調 查區 |内ノ申告書ヲ全部蒐集シタル|| 一告義 後左記 務者 アシテ之ヲ訂 各號ニ 一依リ更 = 1 七州

シ할 ム jν コト(十八條 第一項 参照)事 (國勢調査員心得第二)

「氏名义ハ姓名」ハ初筆ョリ順次ニ之ヲ點檢シ重複、 脱漏又ハ誤謬ノ有無ヲ檢査 ロス シャン コ リ ト

「世帯ニ於ケル地位」ハ氏名又ハ姓名ト對照シ尚家族、明 對 も せ せ ヰ ヰ ホサヨ 雇人及來客ノ別ヲ混同シタルモノナ \* ヤ無

否ヤヲ檢査スルコト

 $\equiv$ 地位ト對照シ親子第二於ケル地位ト l 와 對照シ檢査スルコト ま中 せ 事

四 一「男女ノ別」が氏名又が姓名及世帯ニ・台ャヲ検査シリ 位 「對照シ親子、」 兄弟等ノ間ニ於テ年齢 ノ의 不釣調 合ガリ ノナーキャ t 否無

ヲ檢査スルコト

五. 配 |偶ノ關係||パ未、 死別又 ハモ 離別ト記入シアルヤ否ヤ ァ를 ス할 ル コ ト

職業」ノ記入ニシテ共ノ 職 業ノヨ 種類 悭 質 明示セザルモノ例へバ農業、工業、商業等ノ 対 せ モ は - 非 世 如 キ 한

總

稱又 へハ會社員、 職工等! 否無 ヤヲ點檢シ尚世帶ニ於ケル地:

ノ의 别 及 出 生 …應ノ者ナキャ否ャヲ檢査スルコト 並 爿 fl 有 無 書 \_ 塾 \_ 事

農業ニ 凮 |スル職業ニシテ自作、小作、自作兼小作ノ區別ヲ附記セザル者ナキャ否ヤヲ하 ヒ ニ 르 서 フ検査スルコ ・

ト哥F

-[: 汇 つ他ノ地 出生地」ハ内地ニ於テ誕生シタ ピニ於テ誕! 生 シタル者ハ臺灣、 ル者ハ道府縣名ヲ 朝鮮ニ於テ誕生シタル者ハ道府郡島而名ヲ、 樺太、南洋又ハ其ノ國名竝ニ地方名ヲ記入シアルャ否ヤ

ヲ ・檢査スル コト

八 「民籍又ハ國籍」ハ氏名又ハ姓名及出 生地上 

-|-儿 「世帯人員」ハ氏名又ハ姓名及民籍又ハ國籍ト對照シ檢查スルコト 「讀:書キノ程度」が出生ノ年月日及民籍又が國籍トー きょ きゃ | 對照シ檢査スルコト

第 回 檢 查

照査表ニ ル コ事 世 一帶 人員及申 告書通シ番號 1 9 記 入ヲ終 ルリタル 卜時 キ ハ<sup>モ</sup> 左 了各號 の がい 申告書 1 의 照 查表 **ト** ト ヲ ヲ 暑 對照

スむ

ŀ

世帶番號

= 四 | 申告書通シ番號及申告書枚數|| 世帯主义ハ世帯ノ管理者ノ氏名又ハ姓名|| 世帯主义ハ世帯ノ管理者ノ氏名又ハ姓名|| 準世帯ノ種類及名稱

右ノ檢査ヲ終リタルトキハ中告書指定ノ箇所ニ捺印スルコト(質別のなり)の これ と は 時 と これ の これ で ま 事 (関数調査員心得)五 世帯人員

# 附 錄

#### 昭 和 五. 华 朝 國 勢調

朝 鲜 總 督 百府令第 八

如 司 스 함

第二條

前條ノ調査ハ各世帶二就十之ヲ執行

7] ス합

看做

ス함

Ħ

午前

後四

Ħ

前零時二朝鮮内二現在シタル者ト看日以内二始メテ朝鮮ノ港灣二入リタ日以内二始メテ朝鮮ノ港灣二入リタ

ブ<sub>し</sub>

語がまる。

ト ト ト ト ト ナ モ

前

Ą

時

期

前 = 에

『國ノ港海ヲ簽シ

シ・

途

1 | 1

寄

七刘 . 기

シ テユ前

Ą

胩

拁

19

タシル

省へと

1177

和

Ħ.

华十

19

和 Эi. 41: 朝 鮮 図 一勢調 | | | | | 行 规 則 左外が 洫 沱

昭

昭

和

Ħî.

昭 和 Эi. 45 朝 鮮國勢調查施 行 规

绾 かラ朝 朝 ŇĚ 野内ニ現在スル者の一般ケル昭和五年の 対し 에 설 二 付 左ノ事項ヲ智の對하ゅ 의 을 月一 訓 企 日 午前

兀 4, 又ハ社

111 狴 日三於ケルニ 教が記 地位

四 =: Ш 男 生ノ年月 グタノ의 别 П

Ηī ric. 偶 プ 의 幽 係

六 職

七 H (籍义 ハー 生 地 國籍

八

民

年二月二十 Эī. 鮓 總督 子們 齊藤 Ħ

本命二於テ世帶ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ 一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帶トニ로서 를 お고 를 한 도 라 ス計 訓フ計

ルモノハー場屋又ハー船舶毎二一世帯ニ準ズ ので、病院、旅店、下宿屋共ノ他家計ヲ共ニセザリ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ共ノ家計ヲ共ニセザル者 ので、病院、旅店、下宿屋共ノ他家計ヲ共ニセザル者 のでする。病院、旅店、下宿屋共ノ他家計ヲ共ニセザル者 のでする。病院、旅店、下宿屋共ノ他家計ヲ共ニスルモ別のよう。 のでする。 ニャッカルサント 別

第 キ하三 國야 條 7勢調 查 査申告書ヲ以テ第一條第一項各常主又ハ世帶ノ管理者ハ共ノ世帯ノ管理者ハ共ノ世 项各 111: 唐 - 이 説ノ事項ヲ申告ス 現在スル者 二 就 ル할

義 務 アルル た ぞ イ ト 함

前 ト時項 キ ノ의 111: 世 が 赤 っ の 世 世帶 ニ在ル者ノ選定シタル本門 郡主ナキトコ又ハ不か ・ ナル リキ無 ト한 山岭 コ又ハ不在:

四

ハモ |査員ノ指定シクル者ヲ調 フ

第 上ヨリ同月三· エ早日 査員之ヲ各世帶 红 九月二十 = 에 æ 付

= 에 ザリ || ル하 告義務者 有前項ノ期間内ニア 國勢調査 1|1 刑労若へ而長 绾

月一日午前八時迄三國勢調査申

194 中告義務者へ昭和五年十月 書 市中 日 書 市中 日 中一世義務者へ昭和五年十月 - 擔當國勢調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出「

何レノ世界大條昭和 和五 世帯ニ於テモ申告がおいる。 中告セラレザリシコトヲ知リタルトキハー ヨ ス む の む 事 를 む 時 モ日午前零時二帝國版圖內二現在シタル者

H 四日か 5迄ニ最寄ノ府世外スの附近의 ヺ<sup>ト</sup> 而長又ハ國勢調 灮 員에 三共ノ旨 게 旨<sub>를</sub> 비 비 비 발 함

シ 하 합

翁 七條 知 哥; ハモ 朝 鮮 總 督 19 **命** ヲ을 門ノ調査ノ執口 祝行ヲ指揮 歐

鉨 八條 守又ハ島司ハ道知 /事ノ命ヲ承ケ郡島内ノ調査ノ執行ヲーヨー 含 お��

> 指 1揮監督ス

銌 九條 ス함 府 刑サハ道知事ノや 指揮監督ヲ承ケ府・ き 하・ 『内ノ調査ノ執行ヲ管掌

第十條 面 長 一八郡守又へ島司ノ指揮監督ヲ承ケ面内ノ調や モーニョーニー きょり 査 一ノ執行

ヲ**舎** 管 掌 ス함

知 事ノ認可ヲ經テー의 一를 하야 

第十二條

ス하元ルモ山道

タむ 前 項ノ調査ニ關シテハ道知事ハ關係官公署ノ職員及實況 ヨー・の 하咋서モー・モー・ヨー・ =

第一項ノ調査ニ關シテハ道知事ハ朝鮮總督ノ認可ヲ智の、 この、 の かられた これ こう こう こう こう いれ これ こう こう かい かい かい き こう かい かい かい き ごう かい かい かい き ごう かい かい き ごう 7經テ共ノ水豆 하야

四ノ區域、 調査區ノ分劃及調査ニ闘スル手續ヲ定ム

水十三條 勢 |調査ノ事務ヲ執行セ シム ル爲府面ニ風勢調査|| 叫 一 号 - 州하り爲하야 - 에

タ**を 位** ク함

绑

面

道 |知事直接ニ調査ヲ管掌スル 場合ニ於テハ佝道境 遇 에 モ = 에 二國勢調査員ヲ

涩

鉨 + 四 徐 推薦一列 依り朝鮮總督之ヲ命ズ

國勢調

鉨 十五. かなべ が が が が が が が 計 餘 逍 5知事ハ管内 ニ於ケル |國勢調査員ノ氏名义ハ姓名ヲ 告

第 \*可計 員ノ氏名又ハ姓名竝=や、 トランスの長ハ各調査を トランスの長ハ各調査を **べ**の シ可 함 十六條 月 豫備國勢調査員ノ氏名义ハ姓名ヲ告示ス 4區ノ番號、 區域及擔當國勢調查

第十二條第一

十七條 國勢調查員 = 

之ヲ 足 足 見 川 也刊 シ ム 함 邻

第十八條 擔當調 ・査區内ニ於ケル國勢調査申告書用紙ノ配付、明 對 む 國勢調査員へ道知事、府尹乂や 人へ面長ノ指 揮 監 國 督 勢調 키 을 承 查

H 啙 

一日ョリ同年十二 

昭

和

Ŧī.

华九月二十一

月

・在ラズ・不在計・在計・日本のでは、「本語」のでは、「本語」のでは、「本語」のでは、「おいった」では、「おいった」では、「おいった」では、「おいった」では、「おいった」では、「おいった」では、「おいった」 1

=不國

がコーサー

第二十一條

間ヲシ 長みむ

ス함 道 知事別ニ期間ヲ定 メ 久ハ期間ヲ延長・ 가 히 ・ そ ホソト モ ・ き 女シタルトキ + ハ此 之ヲ告示

Œ 一公族 의 1 膜 邸

第二十二條

左二拐グルシ

場所

の一於ケル調で

企

= 外國ノ軍艦

Ξ 陸海軍 Ì 部隊及艦

へそ

四 刑 務所 及留置場

ル

場合ト雖之ヲ公表スルコトヲ得。遇 斗 도 此き ― 計 き 不 得一十三條 |國勢調査申告書ハ統計 . 査申告書の統計上ノ目的 ... 그 기 ミ만 飵 に川シ如 (何 ナシ

第二十

第二十五條

前項ノ規定ニ依り交付スル金額ノ割合へ別ニ之ヲ定ム ニュー の はい せー ニー や お此를 む 車八十八萬八千百五十圓ヲ限リ之ヲ道ニ交付スー せ はい此를 の 一 計 と が二十八條 本令執行 ノ 為 道府郡島ニ於テ要スル經費・

## 昭 和 Ŧi. 年 朝 勢調 地 域

## 調 一規則

觪 肾 脐 訓 令第 九 號

昭 和 ħ. 年 朝 鲜 國勢調査特別地域調査規則左ノ通定ム 外如司 計

昭 和 五年二月二十

Ħ. 朝 無

昭 和 Ŧî. 年朝鮮 國勢調 査 特 別地域調査規 IJ

第 第二條 王公族ノ殿邸ニ於ケル調査ハ之ヲ李王職長官ニ委司 別 討 さ き 書 別州場所ニ於ケル調査ノ手續ハ本令ニ依ル 別 む ヨ や 에 計 いろ號ニ揚クリ む

第二條 場ス計

第三條 外國ノ軍艦ニ於ケル調査ハ外務大臣ヲ經テ其ノ司令 의 에 對 む モ 을 하야 官

八艦艇長二之ヲ委囑スモ の川此言 計

笷

1

1[1 蚁

離船ニ於ケル調査へ之ヲ投鞴巷「いっ」 ニュー の 對 む と此号 の 別 む と此ら の 別 む と此

查申 觤 |項ノ場合ニ於テ府尹、|| 望 境 遇 에 モ 書書と 一送付ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ一括シテ朝鮮ニニ於テ府尹、郡守乂ハ島司當該艦船長ヨ リニュ かっ と 長ヨリ阿勢調の別別

第二條

送付スペシ 計の可計

第五條 迄の月 ニペニ 朝の11 へ警察署長之ヲ管掌シ國勢調査申告書ハ띃察署ニモ 此音 むユ モ 出番 がユ モ 一 田番 が コー ロー コー 対 む ニー コーコー コーゴー が む ニーニー コーコー 二十日迄三道知事ニア 書ハ野察署長の昭 出場二於ケル記号 野 む 和 Ξi. 調査 415 П -|-

# 昭 和五 年朝 鮮 國勢調查 地方事務

#### 収 扱 規程

朝 鮓 紭 督 ИŦ 訓 命第十二

昭 和 jί. 45 朝 鮓 國 多調 近地 方 計 Hi 取 扱 规 程 左ノ通定ム 外如司 計

177 和 Ŧî. 年三月二十二日

朝 鮮 総督 子價資藤

1177 和 Ŧi. 41: 朝 鮮 國勢調查地 方事 猕 取 扱 規

#### ŝ 章

低 道知 事 ハモ 夏理セシムペシ ハ道ニ臨時國勢調査 ・ 州 すの 可 す ||査部ヲ設ケ管内 = 메 かかかか 國 勢 調

査 괵F 一粉ヲ處

> 之ヲ命ズベシ 弥部長ヲ シ テ 展ヲ シ テ 之 ニ當ラシメ刷部長ハ道理事官中ヨリ道知事の星が咋否此の「別がユ」(そ)の村の時國勢調査部ニハ部長一人副部長一人ヲ置キ部長ハ内のモ B( ... 畤 國勢調査部

員ラ命ジ部ノ事務 コール = 01) 從事セシムペシ 委員及

第三條 ル指示打合ヲ爲スベシー を行むり可む 道知事へ昭和五年四月三十日迄ニ府尹、やハの、 의 務 が有ヲ道、 어 - 招集シ威勢調で 那 査事務に 守 

郛 рц 餘 |區數ヲ朝鮮總督ニ報告スペシー | 過一番 | 例別 | 計の可計道知事府面ノ調査區ノ設定ヲ認| 'nζ シ シ タ が時 キ ハモ 置期 = 115 肝 面

63 適當 ナル

第六條 章へ相當ノ豫備數ヲ加ヘテ朝鮮總督之ヲ道知事ニ交付。 や む 暑 하야 の此号 めり い 道ニ於テ調査事務」の 材 = 0 二要スル印刷物、一部 おそ 國勢調查員節令及 徽

七月三十日迄二之ヲ府尹、 Ŧ.

年

道

七 倏 **道知事** かの所針、 郡 守又八鳥司ョリ第十 껡 條及第二

铩

四 Ъi.

郡守乂へ鳥司へ昭和五年五月二十日迄ニ面幔勢調査事や、と、と、いるのでは、これのである。

告なべかが ノ報告ヲ受ケタ トキ ナハ府郡鳥毎 = 空 や 中 中 中 直即 二共ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報時 量 の別

第十一條

ベ可 務シ함 主

工務者ヲ

那島一門

招集シ國勢調査事務ニ關スル指示・ 하咋 の む

が打合り(為)

書ノ蒐集ヲ完了シタルトキ亦同ジ 第一項ノ規定ニ依り水面ノ調査ヲ管轄スル道 昭 和 Эi. 4E 朝鲜 |國勢調査施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第十二條||純引|| 이斗 計 知事國勢調查申告

八八條 M |査シ府郡島要計表(附錄様式第二、第三)及特別水面要計。|| 計・|| 道知事へ府尹、郡守又八島司ョリ四七 モー 星早日 り提出シタルー 訓 四査書類ヲ 赻

山スペシですり、共ノ他・ ディ 調 .要計表及特別水面要計表へ昭和五年十一月三十日 查書 類へ同年十二月十 日迄ニ之ヲ朝鮮 配總督ニ提 タカカ 아

第九條 ][]] 第二 -|-餘 , 의 ,規定 言い 依 ル한 報 告 1八電報ヲ以テ之ヲ爲スモ ユ 州 計 刂 町

Щ

# 第二章

쏽 おみの発事! 貝

守又ハ島司ハ前項ノ從事員 キーキー キー 141 크 에 リ*서* 主務者一名ヲ命ズベシア

> 第十二條 郡守又ハ島司ハ適當ナル方法ニ依リ共 モー モー・ゼー・에 하야 ラ 管内 一於ケル

國勢調査事務ノ指導監督ヲ岱スベショ きむり可む

**第十三條** 郡島ニ於テ調査事務ニ嬰スル印刷物、別村 引 計七 國勢調查員符令

第ル時十トリン -五條 郡守又ハ島司ハ面長ョリ 提出シタル調査事類ヲ檢査にキキハ面毎ニ直ニ其ノ旨ヲ道知事ニ報告スベシー四條 郡守又ハ島司ハ面長ョリ 第二十一條ノ報告ヲ受ケター四條 郡守又ハ島司ハ面長ョリ 第二十一條ノ報告ヲ受ケター四條 郡守又ハ島司ハ面長ョリ 第二十一條ノ報告ヲ受ケター

第十五次

シ面要計表(附錄樣式第三)ニ依り郡島要計表ヲ作成シ調査書類하呼 の お呼 善善 お呼 

第 スル カー六 かっ かっ な が た た 能ハザルトキハ郡守又の島司の直ニ其ノ旨ヲ道知事ニ能。 皆、 や、 と、 と即時、 ・ 量、 ・ 引州天災事變、ノ 爲、規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了、 ・ ・ 르 呂はむ・・

送方法ノ完全ヲ期スベシ

# 함

# 府

面

第一 節 總 則

國勢調査 ニ 直温ノ設定 ニ闘スル府で ※尹又ハ面長ノ職務ハ左ノ如

第十七

 $\equiv$ 訓 査區擔當者ノ指定 \_

國勢調査員ノ詮衡 의

調

査

四 衂 . 勢調査員ノ訓練

Ŧī. 淮 備 調査

六 ф 告 書用紙ノ交付

-L 查 事務ノ指導監督、 申告書及照査表ノ検査

八 府面要計表ノ作成、 申告書及照査表ノ整理竝ニ以上ノ書類の

員ヲ命ジ國勢調査ノ事務ヲ處理セシムベシーと おい ニーニー 州むの可む第十八條 府尹乂ハ面長ハ府面ノ職員中ヨリ國勢調・第十八條 府尹乂ハ面長ハ府面ノ職員中ヨリ國勢調・ 以上ノ附帶事務 査事務ノ從事

ル

ノ提出

尹义へ面長へ前項ノ從事員中 モー・モー・コ 크 에 リ*서* 主務者 一名ヲ命ズベシ 함

第二十條 の刈比量 - 計二在リテハ郡守义ハ島司ョリニ在リテハ道知事ヨリ府尹ニ、面ニ在リテハ郡守义ハ島司ョリの 하咋서と - 三十日 - の別 - の が咋서と - 三十日 - の別 - の が呼れた - 三十日 - の別 - の が明本員節令及徽章八府2二十條 調査事務ニ要スル印刷物、國勢調査員節令及徽章八府 旨ノ普及ヲ圖ルベシ

第十九

府尹乂ハ面長ハ適當ノ方法ニ依り管内ニ や む 에 하야 에

関勢調査ノ

趣

의

面 |長二之ヲ交付ス
|別ルピー 計

에

之此

種類及數量ヲ記入シ受領者

第二十二條 アスルコトか 不能 ハモ 郡 守又ハ島司ニ報告スペシ ト能ハザルトキハ直ニ能 贄 時 七 即 時 天災事變。 其ノ旨ヲ府尹ハ道知事ニ、 에게

第二節 調査區ノ設定

第二十三條 府尹又ハ而長ハ左ノ各號 十日迄二道知事ノ認可ヲ申請スペシー ゆれめ ニュー 量 もの可む 二依り管内ヲ分割シテ調査の から 를 から

四七

世帶数ニ拘ラズ船舶数ニ應ジ陸地ト分離シテ適宜調査區ヲ設ニが不拘하ユニッの おいまい おい おいまり右ノ標準スル等適宜設定スルコト但シ水面ハ其ノ狀況ニ依り右ノ標準하モニット ・ 事 ・ や が がいり 定 マルコトヲ得 計 |査區ハ一調査員||日中ニ區内 ニ於ケル各世帶ノ中告書ノ에 在 む コ 調査區へ八十世帶ヲ標準

道路、墻壁、鐵道、電信電話線等ヲ以テ境界ト爲スル區域ニ依リ、之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川 副査區ノ區域ハ成ルベク町洞里等地理上獨立ノ稱・明 ・ ・ で 成 的 n |獨立ノ稱呼ヲ有 河川、 <sup>(1)</sup>スコ ト事 할 한 渠

道

四  $\equiv$ 以テ一調査區ト為スコト 特 寄 1別ノ事情ニ依リ分割セザルヲ便トスル場合ニ於テハ一面も 「の 하卟」 対 むりむ の便 利 き 境 遇 の モ 行 含 

第二十四條 屬スル 陸 7 區域

ヲ得

第二十五 調 查 E. ||一説定ノ認可な I |請書二八調査區ノ番號、 域、

> 世帶概數及人 【口概數ヲ記シ調査區ニ分割

~ 함

ス함 **ベリ** シ可 함

調査區番號へ府面毎ニ 國勢調査員ノ詮衡 二一號ョリ始:

第二十六條 府尹乂ハ面長ハ調査區内ノ事情ニ通ジタル公務員 モー・キー・リー・サー・サー

選定シ共ノ氏名又ハ姓名、 公共團體ノ職員其ノ他國勢調査員トシテ適當ナリト認ムル者ヲリ の目の おけ고 定하는 言 知

事一門別 面長へ郡守义の鳥司ヲ經テ道知事ニ内申スペシリー や と き 하咋 めり むり可むひ共ノ氏名又の姓名、職業、住所及年齢ヲ具シ府尹ハ道・・・ と

ヲ를 前 ル員數トス

第四節 調査區擔當者ノ指定

第二十 七條 一調査區ノ調査へ一人ノ國勢調査員之ヲ擔當スルー リー モー リー の此言 モ 합

ノ ト ス 但シ 

第二十八條 國勢調査員ノ擔當調査區ヲ定メ辭令及徽章ニ照査表ヲ添 를 하고 ニョ コーニョ 國勢調査員ノ任命アリタルトキハ府尹乂ハ面長ハ各の り り ら 時 モ モ モ

29 八

한

面 山略闘ラに 抓

附

シメザル國勢調査員ニへ照査表ヲ交付セズ豫備員タル旨ヲ通知하지만の한 에게モ 를 치안ユ セ 를 年八月三十日迄二之ヲ本人ニ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當セリハ月三十日迄二之ヲ本人ニ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當セ

**べり** シリ 計

○豆市工 モーキョリ 의 め 一 付 二 通 第二十九條 國勢調查員 = 交付スペキ照查表へ一人 = 付 二 通 ト シ 府尹又八面長八豫メ各通指定ノ箇所ニ道府郡島面名、으로하ュ モー キョ引 ヨーヨ 訓

查風器 

19

前項ノ場合ニ於テハ府尹又ハ面長ハ照査表其ノ他一切ノ印刷物의 境 遇 叫 ヒーニーモー モー 

調

第五節 **國勢調査員ノ訓練** 

第三十一條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ノ擔當調査區ヲ指定シタモ モーモーモー

後 

·告書用 紙各一 

ス합ペリング 함

第三十二條 

第三十三條 府尹乂へ面長へ國勢調査員ノ職務上ノ參考トモ も ルベ

イン 第六節 準備調査 のおいり では、 一年 では、

第三十五條 府尹又ハ面長ハ準備調査 - 際シ調査區内ノ世 帶概 数

ニ應ジ世帶番號札ヲ國勢調査員ニ交付スペショ 하い 言 ペリ かり 可む

一棟ノ住家中ニ在ル敷世帶、普通ニ人ノ住居 セ ザ ル建物의 リー 対せの하는

主列在 一世帶番

四九

五〇

第三十

九條

対义へ

而長前條ノ交付ヲ

終りむ

ル時

Ŗ

トキ

知事一例

面長ハ郡守义ハ島司ニ報告・ や や や めり

ナ落 + 되 ヤス 안

三 四 住 札 上家密集: 帶 貼 審 附 スル場合义ハ遠距離 ・ 境 遇 ・ モ = 에 ル世帯三對シ シシャ 帶 番

Ŧî. 帶 主又ハ世帯ノ管 理 者正 當 ナ ナ リ ャル

六 其 他 必要ナル事

第三十七 キハン フローラ州の七比量 尹又へ面: タルトキハ再調査コー ウ ゼ ラ國勢調本 再調査ヲ命ズベシ |査後照査表ヲ提示 シシシ で時

銌 -E 申告書川紙ノ交付

選 付 ス하 八 ル 鮗 トモ 同時 府尹 火ハ面長前條ノ檢査ヲ終 世帶 = 0) 配 仆 . ス ベ할 キ ф 告 기한 書用 Ŗ ル ト ト (紙ヲ國) + M 一勢調 査表 査 員 키를

3/ 二交付スベシ 計の可能 ァ 公國勢調 'n 批 17.ベキ枚・1 帶 枚数二人ベキ申 Ħ 告 書用 分ノ十ノ豫備ヲ加 川紙ノ枚敷へ照っ 加ヘタルモノ む 爿 ニ 豆 表 = 에

> ス計 總ペリ 數 キ又ハ殘餘アルモ 時 七 小有하りに 交付總数ノ Ħ 分ります。 = 어 一滿タザ þ

キモ 殘 ハ 餘 外 八共ノ旨ヲ此 併セテ報告スペシー 計り可計

から う此号 サハ道知事 尹へ道. 24 + I[I |國勢調査員ニ交付スペシ = 에 게 拚 書用 面長ハ郡守又ハ島司 ニ 紙ノ交付 ニ 際 シ 함 에 「ポー・おり、 不足ヲ生ジケン 不足ヲ生ジケ トキハが

第

生ジ國勢調査員 ヨリ 補給ノ請求アリタルトキハニ하呼 ・ 으로부터・ コー・ 小 有 哲 時 モ 四 一十一條 書川紙ニ ハ府尹又ハ面記 - 不 足 ラ**ウ** 

ス함 べり シ可 함 / 補給ラド ヲ府サハ道知事ニ、面長ハ郡守舎 モーニョ州 モーリオスル豫備敷交付總數ノ百分ノ有スル豫備敷交付總數ノ百分 学又の鳥司 ラヤ 分ノ三ヲリ 下下 リタルと =

豫備數缺乏セル べり長 ムハ他ノ國 シ可 함 勢 訓 ル ル場合 三週 査員ノ 9 於テ即時 朾 ス シ ル 豫備ノ中 補 紛ヲき Tr / で ヨ에 要 リ서 ス할 囘 ル 卜時 收 牧シテ之ヲ交付これの此量 れいれる ハモ 

十二條 局面名ヲ記入スペショ書用紙ニハ府尹又ハ百書用紙ニハ府尹又ハ ア又ハ面長

が指定と 箇所 調査區 雅號及道 府那 鳥

ハモ 前 條第三項ノ規定ニ依リ申告書用 明 하ゆ 號共ノ 他二必要ナル訂正ヲ為スペシ |紙ヲ囘收シテ交付 ロスル場合 境 遇い

|||査表ノ検査

에 하 하 아 ĮЛ 二就牛指揮 

國勢調. |査員ノ出動完全ナリヤー

цı ・告書ノ蒐集ハ順路ニ依り行ハレツツアリヤー の みず み ユ 只 モ 가

Ξ 渡 備 調 『査後ノ世帯又ハ世帶員ノ異動=就キ調査漏ナキャ『査後ノ世帯又ハ世帶員ノ異動=就キ調査漏ナキャー 法の 外無む外 コー の 当の の いかい コー ショー ロー コー の とり の とり の とり いっしゃ アリナ

四 占 書記

Ł 其 7 他 必要ナル事

PH 査 芸寫ラー --+ Ŧî. μq 提出 前條ノ規定ニ依の 國勢調查員申 即條ノ規定ニ依ル檢査ノ結果申告書义へ照査表及ニシタルトキハ府尹义ハ面長ハ之ヲ檢査スペシむ 時 モ モ そ此를 합り可むび 時 モ モ そ此를 なり可な『勢調査員申告書ノ蒐集ヲ終リ申告書、照査表及四 正される 日本の可計 照査表及照 M

7記入ニペ

A

瀬

誤謬ヲ發ロ

(見 シ 叉ハ不明ナル文字) おりり そ む

セ케ア가シ함リ有ムのタニ ベアルシャト 丰 ハモ 府 笋 /乂ハ面長ハ國勢調査員ヲ シ テモーモー 中国の中の 之此 ヲ

īE.

シ함 ム이 Ŕſ 配

べ計査 

可すをリタルトキへ照をとしてまたりのよう。 時に 七一年の一十七條、府尹又へ面長八申告書、服第四十七條、府尹又へ面長八申告書、服 四 シ可正 하 1表寫ノ檢査2

笋

第 要計表ノ作成、 ...査表ノ整

ニ依り府で がいけん おいけん 依り所 面要

M

査表

ヒ調査属番號ノ阿 告書 ラ通數 胍

Ŧì.

計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入シ且各用紙指定ノ箇所ニ順次共計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入シルモノトス但シ用紙二枚以上ヲ用ヒタルトキハ一枚毎ニ小小人員ヲ記入シ次ニ申告書ノ通數及世帶人員ノ各合計ヲ算出記得人員ヲ記入シ次ニ申告書ノ通數及世帶人員ノ各合計ヲ算出記得人員のと、 ノ枚数及號数ヲ記入スペシノ枚数及號数ヲ記入スペシ

前 項ノ場合ニ於テ照査表ニ依リ記入シタル數字へ必ズ照의 境 遇 에 ー 에 하야 한 는반다시 查表 1. 27

ヲ用ヒタルトキハ最終ノ用紙ニ目附ヲ記入シ記名捺印スベシミ 時 モ ヨ 에 를 하고 합の可な表指定ノ箇所ニ目附ヲ記入シ記名捺印スベシ但シ用紙二枚以上以一九條 府尹又ハ面長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ府面要計入四十九條 府尹又ハ面長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ府面要計入四十九條 府尹又ハ面長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ府面要計入四十九條 府尹又ハ面長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ府面要計入四十九條 府尹又ハ面長前條算スベシ 面要計表ノ作成ヲ終リタルトキハ左ノコ き む 時 七 斗

告書通 入レ淨寫濟原書ハ之ヲ除キ 國

重 ネ 府面全部ヲ一括トスルコト但シ一府整理하・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 難キ場合へ便宜分割シ「何府 む境遇에と お咋 各調査區ノ 4部ヲ一括トスルコト但シ一府面分ヲ一括ト爲シー も む 事 き 計 ハー 中告書括ヲ府而要計表ニ對照シ調査属番號順ニコー 善 ニュー 

> 키 를 附 고 함 **~** 이 シ可 함

府 面 要計 人スルコ

中事

四 緞 似トスルコト 照査表寫ヲ調査區番 照査表ヲ調査區番 | 號順 = 重 ネ 府面要計。 | 三整理하り 一號順 二 瓜 ネー 小 水 府<sup>약</sup> 面 表一通ヲ添へ一 :表ノ引 (記) 하야

Ξi. 要計 面長 ·表綴ッ取 ・長級 ブー **か**ので 胍

守久ハ島司ニ提出スペシーと 에게 함り可함

第五. 原 前 |書ハ次囘國勢調査ノ時期迄府尹又ハ面長之ヲ保存スペシーセーの此言 ヨー・中耳 ・ の此言 もり可む 條第五號/府面要計表照查表寫綴及同條第一號但書/淨寫濟

第五十三條 シ可図 Ŋ 計勢調 二開シ監督官廳ヨリ脳會アリタルトキハ保存書類二依リ又ハ에 乱咋 - 으로부터 外有 - 菅 - 時 - モ - - - 明 하咋 七十三條 - 府尹又ハ而長ハ調査書類提出後ト雖該書類ノ記入事 査 員タリシ者二質シ若ハ實地二就キ調査シ遠二の気を の川 間或や の 하味 하味 前

#### 道 要 計 表

(附錄樣式第

府	那	R	名								1	ŀ:			帶				人			J	1	
nn Teann th	41P Pr	Pid whateters	T.T.		का क्ष	中告	事中	告書		E	1	7	2		人		外	į.	刈	人	/	<u>~</u>		fi
于郡岛。 页序 = 1	名人现	万行政	風 現 /		PH 36X	括	胶紅	数	内	地	人	朝	鮮	人	共	/ 他	_ 支列	<b>邦人</b>	11:	ノ他	1	1		111
以アー	次 リ 市已	スヘル		1		]			男		女	男		女	男	女	男	女	男	女	男	1 7	K	1
							İ																	
***************************************			****	.						!_			-									_		
						1																		
										-										<u> </u>				
																				1 1		i		

(表 面)

18行

#### 大サ申告書ト同型

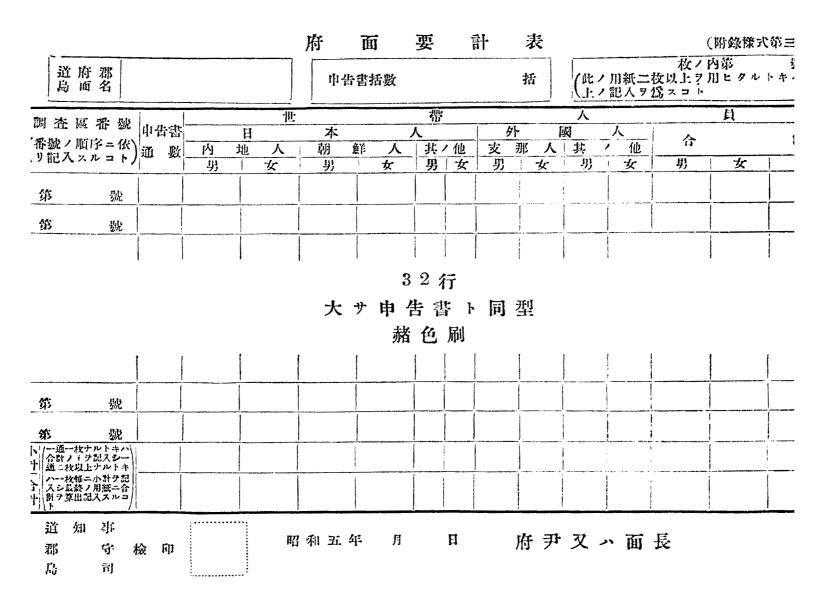
赭色刷

,	1 1	1	ı	1	ŧ		t	1	į į	ŧ.	,	ŧ	,
						the probabilities of the second							
1/ 55 M 1 1 1 2 5 5 5 11	-	- magnification and affine a second				ļ				 			ļ
一通一枚ナルトキハ合計   ノミヲ記スシー通二枚以					and the same of th	*****				The state of the s			
上ナルトキハー枚原ニ小		annual managements and all some					!			 	!		
計ヲ記入シ最終ノ用紙ニ 合計ヲ算出記入スルコト					randomina de la composição de la composi						•		
「行前フ外山地人スルコド」	1				İ	1	1			l	1	1	ŧ

昭和五年 月 日

道 知 事

郡 名					郡	岛 要	計	表			(	附錄	漾 式 贫	ř <u>–</u>
名 へ地方行政 へ順序ニ依 へスルコト	中告書 版	申告書	內	日 地 人	世 本   朝	鮮 人	常 人   其ノ			数	人・他	合		計
スルコト	314 300		男	女	男	女	男 -	女	女	男	女	男	女	計
							1 1				<u> </u>		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
												<u>!</u>		
;	ì	1 1		•	i	27 行	:	,	1		,	1 1	•	
				大	: サ 耳	告書		] 型						
						赭色质	训							
														_
-														
				<u> </u>		1				n Minery o the Strate White of March			····	<del></del>
							1 1			ada a va a a septembera.				
計														
<b>耸知事</b>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	昭和	非五年	月	日	郡	守又	ハ島	司				



員							那			•	10					區番號	削水で
合	<u>\</u>		図		外				本			FI		告書			
男」女		- 共	女			ノ他	男	<b>全</b> 女	奶奶	4	人 女	地	内	數	迦	順序ニ依) スルコト)	が記入
											**************************************					號	Ŷ.
As an analysis and a second				-												級	ĝi.
																别比	築
1					1		1		1				1				
1					The state of the s	e productivation	The state of the s				**************************************		man un marganisme				
ļ						a processing and the state of t	<b>4</b> ₹	3.0 :			***************************************						
l	Manage A					an contribution		3 0 ;					The state of the s				
ļ	Andreas Andrea				】型	117			サ 月	大	,		The state of the s				
				THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT	】型		iş 1	自告言	サ 月	大							
ļ					】型	11	iş 1		サ 月	大			The state of the s				
1			,		] 型	<b> </b>	iş 1	自告言	ታ	大	•	1	The state of the s				
					型	F	iş 1	自告言	ታ <b>፤</b>	大							
				And references to the contract of the contract	型	THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT	iş 1	自告言	サ <b>月</b>	大						N/A	<b>学</b> .
					] 型	FI CONTRACTOR OF THE PARTY OF T	iş 1	自告言	サ <b>月</b>	大						號	第
					] 型		iş 1	自告言	ታ <b> </b>       	大						<b>號</b> 號	第
					] 型	F	iş 1	自告言	サ <b>月</b>	大							

+	+	+	九	八	七	六	五.	四	昭和
月月	月	月	月	月	月	月	月	月	五年
〇十一日以後本府ョリノ質問ニ應ジ答申ヲナス〇十日迄ニ申告書其他ノ調査書類ヲ本府ニ提出スロ・前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	来呼又へ鳥司ョリ八日迄=提出セル調査の以外の や ス の	〇一日乃至五日間管內調査ノ賞況ヲ視祭シ指揮監督ヲナス を ます	○十日芝二府二於ケル調査員ノ訓練ニ臨ミ指導ヲナス ○二十一日府面 ニ於ケル調査員ノ訓練ニ臨ミ指導ヲナス ・指導ヲナス ・申告書用紙調査員ニ交付シタル残敷ノ府尹報告 受付	ス함 ミ 指。 道 ラ ナ	○十日迄ニ調査員ヲ疵査シ本府ニ內申ス ・		〇末日迄ニ部長以下部員/官職名及氏名ヲ府郡島〇末日迄ニ部長以下部員/官職名及氏名ヲ府郡島の末日迄ニ道知部直接管掌スル水面/調査區設定の末日迄ニ道知部直接管掌スル水面/調査區設定の末日迄ニ道知部直接管掌スル水面/調査區設定の末日迄ニ部長以下部員/官職名及氏名ヲ府郡島の末日により、1000円の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	か主務者ヲ招集シ指示打合ヲナスペー と がい 鳥司又ハ府郡鳥ノ國勢が高部ヲ設置シ郡長以下部員ヲ任命スリの調査部ヲ設置シ郡長以下部員ヲ任命スリの と がより はいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	國勢調查
	〇五日迄二照査表フ檢算ス 財査表ト而要計表トラ對照ス 要計表を強すす 所要計表を対すす の八日迄二調査書類をより 中告書而括ト面要計表トラ對照ス 申告書而括ト面要計表トラ對照ス 中告書の 中の 引 の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニ提出ス の八日迄二調査書類ヲ道知事ニルが答申ヲナス	○一日乃至五日管内調査/寬況ヲ視察シ指揮監督き **  ラナス  ラナス  ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー・ ニュー	○十日迄=面ニ於ケル調査員ノ訓練=臨ミ指導ヲナス ○二十日迄=面ニ於ケル調査員ノ訓練=臨ミ指導ヲナス □中与皆用紙調査員=交付シタル残數ノ面長報告 □中与皆用紙調査員=交付シタル残數ノ面長報告	○八月下旬面從事員ノ訓練ニ臨ミ指導ヲナス ○八月初旬ニ於テ五日間從事員ノ訓練ヲナス 中日迄ニ面所要ノ分ヲ面長ニ変付ス 中日迄ニ面所要ノ分ヲ面長ニ変付ス 中日迄ニ面所要ノ分ヲ面長ニ変付ス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		〇二十五日迄ニ關査員ヲ非症シ道知事ニ內中ス の二十五日迄ニ面長立案ノ調査區ヲ審査シ之ヲ道 が以の き お中 の川 智 が以の き お中 の川 智	〇二十日芝ニ而長及國勢調査事務主務者ヲ紹集シ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○國勢調査事務從事員ヲ任命文 ○任命後直=從業員ノ官職名及氏名ヲ面ノ從事員 ・	地方事務
	〇四日迄二府要計表 1 通 を申 す 1 本表 1 平 計	○一日調査員ヲシテ申告書・利智 管内各世帯ョ부라 의 き 함 管内各世帯ョリ申告書・2 等受付 シエ日調査員ョリ申告書・2 第受付 ○五日調査員ョリ申告書・2 第受付 ○五日調査員ョリ申告書・2 第受付 原で表・中告書・ラ對照ス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○一日 中 当 計画	○五日之二道三リ交付ノ印刷物國勢調査員際令及○五日之二道三リ交付ノ印刷物國勢調査員際令及②二十五日之二照査表二道府名、調査區番號國勢  「四十五日之二照査表二道府名、調査區番號國勢  「四十五日之二照査表二道府名、調査區番號國勢  「四十五日之二照査表二道府名、調査區番號國勢  「四十五日之二照査表二道府名、調査區番號國勢  「四十五日之二照査長二部令徽章及照査表ヲ受付ス  「四十五日二三十五日司役事員ノ訓練ヲナス  「四十五日司役事員ノ訓練ヲナス  「四十五日司役事員ノ訓練ヲナス  「四十五日司役事員ノ訓練ヲナス  「四十五日司役事員ノ訓練ヲナス  「四十五日司役事員ノ訓練ヲナス		○十日迄ニ關変員ヲ詮衡シ道知事ニ內申ス ○十日迄ニ關変員ヲ詮衡シ道知事ノ認可ヲ申請ス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		○ 回勢調査事務從難員フ任命 ? ○ 任命後直ニ從事員ノ官職名及氏名ヲ道知事ニ報 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		○一日調査員ラシテ申告書ラ蒐集セシム管内調査員ラシテ申告書ラ東東セシム管内調査員ラシテ申告書ラ東東セシム管内調査要付 の正二郡守 中 告書・同意と明査表・申告書・可要計支・申告書・同意・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告記二面要計支・中告書面括ラ中に成立。	○一日、十五日、韓智會其ノ他適當ナル方法 ニ 依 ・ 中日	○二十日迄二郡島ョリ交付ノ印刷物、國勢調査員 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対		〇十日迄二調査區ヲ設定シ道知事ノ認可ヲ申請ノ ○十日迄二調査區ヲ設定シ道知事ノ認可ヲ申請ノ は、そ、の別、智 の中日迄ニ國勢調査員ヲ選定シ郡守又ハ島司ニ內 中日迄ニ國勢調査員ヲ選定シ郡守又ハ島司ニ內 中スの日本の別では、日本の別の日本の別の日本の別の日本の別では、日本の別の日本の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の		○國勢調査事務從事員ヲ任命ス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	面
		〇一日各世帯ョリ中告書 9 蒐集ス ・	〇二十日 2 二日間府面 = 於テ 前線 9 受 2 全 1 日間府面 = 於テ 前線 9 受 2 全 1 日間府面 = 於テ 1 合 及 1	(八面長ヨリ鮮合、徽章及照本 七 9 2 2 4 日 2 2 4 日 4 日 2 2 1 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2 日 3 2					図 勢 調 査 員

# 年號及年齡早見表

+	- <b>-</b> -	九	八	-t:	六	∃ī.	四	Ξ			數
歳	葳	歲	歲	歲	歲	歳	歲	嵗	嵗	嵗	へ 年
	きの	- 71		一甲ま		丙次	丁%		己言	庚がの	
東かった。 中である	西湾	正るない。	学ので	子也	~	内のたとなる	卯,	及がなたっ	日常	矢の 大うま	1
大	大	大	<b>亥</b> 記	大	大	大昭	昭	昭	昭	昭	支
正	正	正	Œ	Œ	正	正和十	和	和	和	和	帝
九	+	+	十二元	十二元	十四年	五元 年年	=	三	四	A.	國生
<u>45.</u>	M.	Æ.	.4js.	375	312	-44-	.fj£.	NE.	1F.	41£	朝
											鮮
民中國華	民中 國華	民中国等	民中國業	民中	民中国革	民中 図帯	民中 図事	民中 國革	民中國等	民中國革	支
九	+		<u>.</u>	Ξ.	四	£î.	六	-남	八	九	那
AE.	_£15.	<u> </u>	_1F	一 行 三	_£	AF.	- SFS.		<u> </u>		一年
九	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九 二	九 二	九 二	九三	西
0		Ξ	=	[24]	五	六	t <u>-</u> _	八	九	0	紀
二 士	= +	二 十	十九	十八八	十七	十二六	+	十四四	十三	+ =	數
二歲	歲	嵗	歲	歲	歲	歳	五歲	歲	歲	歳	年
己	庚	辛	壬	癸	甲	2	丙	1	戊	己。	干
酉	戌	亥	子	:E	寅	卯	辰	已	午	未覧	支
明	明	明治	明大 粘 <sub>正</sub>	大正	大	大	大工	大工	大正	大	帝
治學	治學	治罕	四 十元	正	正三	正四	Œ.	正六	正七	正八	
- 年	- 基	上四年	孔 年年	SPE.	AFE.	ी.	4F.	ाह.	AFS.	SF3	國生
隆熙	隆熙										朝
=	四										鮮
宣	宣	宣	E! ch	展 時	E rts	FF da	Elds	हर तो। 	सम	ार तो ।	
統	統	紀統	民中 図華	民中 図峯	民中 國事	尺中 興塞	民中 國華	民中 國華	民中 國華	中紀華園	支
元	=	三.	元	=	.≡.	四	Ai.	六	-L:	バ	那
<u> </u>	<u> </u>	手	<b>新</b>	- 年	<i>新</i>	<u>4F.</u>	145		_5[5.	<u>√</u>	一年
九〇	九	九	儿	九	九	九	九	九	九	九	四
力	0		=	=	四四	五.	六	七	八	儿	紀

					1	<del></del>	1	ı	1	1	1	1
王十	三十	三十	三十	==	=	二十	ニナ	二十	구	ニナ	ニナ	數
[1]		=		+	<b>力</b> 。	八	-l:	六歲	五	四歲	==	Acc.
歲	歲	歳	歲	歲	歲	滅	歲	威	歲		歲	年
丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	干
酉	戌	亥	子	北	寅	卯	辰	已	午	未	申	支
明治	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	帝
治	治	治	治	治	治	治	治三	治	治旱	治	治	313
三本	治旱军	治手定	主量	明治三型	治三辈	治异泵	干違	明治三朵	平	中年	四十二年	國生
华.	光	光	_华_	- 水 - 7년:	光	光	光	光	光	隆	隆	
光武	武	武	武	光武	武	武武	武	武	武	誤	熙	朝
元		三	[Z <u>L</u> ]	л.	六	-답	八	扎	<del>- -</del>	元	=	鮮
业	光	光	光	水 ·社	光光	_生_	光	- अर- - अर-	光	光	3/2 VE	
光緒三章	絡	絡	船	光緒	絡	絡	絡	光緒三年	絡	絡	光緒	支
学			堂	一	学	掌	=	掌	緒子二年	緒手奉	掌	那
- 幸	十二	干走	三 子 <u>桑</u>	干堆	<b>三</b> 子 矣	二十九年	-J- -J-	45.	華	嘉	三二二	一年
	八	八八	九		九	九	九	<u> </u>	九	九	九	西
一八九七	儿	儿	0	九〇	01	0	0	九 〇 玩.	<b>20</b> 六	0	0	紀
	八	九	0		1	==	[P]	1		- <u> :</u> 	八	
四十六歲	四十	四十	四十	四十	M 	四	루	旱	三十	三十	= +	數
大块	Ξi.	四歲	∃ :	二歲	歳	-j-	九歲	十八歲	七歲	六歲	五歲	年
	歲		歲	ı ————						·	i ———	
乙一	丙	丁	戊一	己	庚	辛	壬	癸	甲~	<u>Z</u>	丙	干
酉	戌	亥	子	<u> </u>	寅	卯	辰	巴	午	未	申	支
明治	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	帝
• .	治	治一	渔	治	治	迨	渔	治	治	治	治	
<b>丁八</b>	北华	715 -j.	五·	並	盖	十四年	土五。	<b>辛</b>	~~	子朵	十	國生
開	開	開	開	開		開	開	開	開	開	建	<b>F</b> (1)
國	國四九五年	國四九六年	國四九七年	開國界至	開國四九年	國五00年		開國五三元	國五0三年	國	建陽	朝
國四九四年	型型	型之	是	岩	北北	<b>fi.</b>	4.0	<i>∄</i> .	3.	國五0四年	元	鮮
_4_	4	<u>4</u> :	4=	<u> </u>	सह	115	_4jt	112	312	312	अह.	
光緒	光緒	光緒	光緒	光緒	光緒	光緒	光緒	光絡	光緒	光緒三年	光緒三元	支
//EI	产	孙	+	一十	一十	/PI	17E	-1-	=	一型	門品	
작: -1-		 	145 445	新. 华.	破	十七年	企	加	<u></u> 新弘	乖	元	那
	-			-	_				-		八八	一年
八八五	八八六	八八	八八八	八八八	八九	八九	八九二	八九三	八九	八九	八九六	1
	مد ا	1	八	儿	O		=	=	174	∃i.	大	紀

五. 十	五. 十	) <u>沂</u> .	五十	五. 十	五. 十	五. 十	∃i. - <b>I</b> ^	五十	Ħ.	四十	<u>                                  </u>	四十
九	八	-1:	六	Эĩ.	pu					九	八	-1:
歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲
壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲
申	酉	戌	亥	子	∃l:	寅	1111	辰	已	午	未	申
明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明
治	冶	治	治	治	治	治	冶	治	治	治	治	治
£i.	六	-남	八	北	- <b>i</b> -	十一	ナー	+	- <b>j</b> -	十 万,	-j-	十
Tr.	AF.	<u>.q:</u>	_AF	AE.	_1F	_tt:_	<u>元</u>	Æ.	4t=	AF.	~~	-上
開	開	開	開	開	開	開	開	開	崩	開	開	開
國	國	國	國	國	國	國四	國	國	國	國	國	凶
鬥	50000000000000000000000000000000000000	四三年	五	分.	<b>八六年</b>	四八七年	四八八年	5八九年	九年	九年		國监查年
一年一同	一一同	同	光	光	光	光	光	光	光	光	<u>華</u> 光	光
治	治	治	緒	絡	緒	絡	絡	絡	絡	絡	絡	絡
+	- <del>-</del> -		元	=	三	IZE:	Æ.	六	-L:T	八	九	+
华	垂	4F.	<u>æ</u> .	ार्	्य <u>ः</u>	AE.	TE.	Æ.	_年_	AF.	AF.	棄
八八	八八	八	八八	八	八八	八八	八	八八	八八	八	八	八八
八七二	八七三	1:	七	-t:	-t:	-l:	-t:	八	八	八二	八	八
		ותן	开.		·-t:	八	JL.	0				174
1											1	ı
七	- <u>l</u> :	七	六	六	六十	六一	六十	カナ	六十	六十	六十	六
<del>+</del>	+	-1-	十九	十八八	- <b>†</b> - -じ	-1-	十 五.	- <del> -</del>   4	十三	+ =	<del></del>	+
七十二歲	七十一歲	:	-1-	- -	- <b>i</b> -	六十六歲	- <b>j-</b>	-1-	- <b>j-</b>	- <del> -</del>	六十一歲	一歲_
<del>+</del>	+	-1-	十九	十八八	- <b>†</b> - -じ	-1-	十 五.	- <del> -</del>   4	十三	+ =	<del></del>	+
十二歲	一歲	一歲	十九歲	ナ 八 <u>歳</u>	十七歲_	十六歲	十五歲	十四歲	一歲	一歲	一歲	十歲 辛 未
十二歲 己 未 安	十二歲 庚 申 萬	十歲辛酉文	十九歲 壬 戌 文	十八歲 癸 亥 文	十七歲 甲子元	十六歲 乙 丑 慶	十五歲 丙 寅 慶	十四歲 丁 卯 慶	士三歲 戊 辰 明	士 <u>歳</u> 己巳 明	土 歳 庚 午 明	+歳 辛 未 明
十二歳一己未	十一歳 庚 申	十歲辛酉	十九歲 壬 戌	十八歲 癸 亥	十七歲甲子	十六歲 乙 址	十五歲 丙 寅	十四歲丁卯	士三歲 戊 辰	十二歲 己 巳	土 歳 庚 午 明治	+歳 辛 未 明治
十二歲一己未安政六	十一歲庚申萬延元	+歳辛 酉文久元	十九歲 壬 戌 文八 二	ナ八歳 癸 亥 文外 三	十七歲 甲子 元治元	十六歲 乙 北 慶應元	十五歲 丙 寅 慶應 二	上四歲 丁 卯 慶應 三	生三歲 戊 辰 明治元	土二歳 己 巳 明治 二	土歲 庚 午 明治 三	中歳 辛 米 明治四
十二歲一己未安政六年	土 歲 庚 申 萬延 元年	十歲 辛 酉 文久 元年	十九歲 壬 戌 文外 二年	十八歲 癸 亥 文久 三年	十七歲甲子 元治元年	十六歲 乙 北 慶應 元年	十五歲 丙 寅 慶應 二年	上四歲 丁 卯 慶應 三年	上三歲 戊 辰 明治元年	土一歲 己 巳 明治二年	土 歲 庚 午 明治 三年	十歳 辛 未 明治四年
十二歲 己 未 安政 六年開	十一歲 庚 申 萬延 元 年開	十歲 辛 酉 文久 元年開	十九歲 壬 戌 文外 二年開	大歲 癸 亥 文八 三年開	土七歲 甲子 元治元年開	十六歲 乙 丑 慶應 元年開	十五歲 丙 寅 慶應 二 年開	上四歲 丁 卯 慶應 三年開	士三歲 戊 辰 明治元年開	十二歲 己 巳 明治 二年開	十一歲 庚 午 明治 三年開國	十歲 辛 未 明治 四年開國
十二歲 己 未 安政 六年開	十一歲 庚 申 萬延 元 年開	十歲 辛 酉 文久 元年開	十九歲 壬 戌 文外 二年開	大歲 癸 亥 文八 三年開國	十七歲 甲子 元治元年開國	十六歲 乙 丑 慶應 元年開國	十五歲 丙 寅 慶應 二年開國	上四歲 丁 卯 慶應 三年開	上三歲 戊 辰 明治元年開國	十二歲 己 巳 明治 二年開國	十一歲 庚 午 明治 三年開國	十歲 辛 未 明治 四年開國
十二歲 己 未 安政 六年開	十一歲 庚 申 萬延 元 年開	十歲 辛 酉 文久 元年開	十九歲 壬 戌 文八 二年開國罕	十八歲 癸 亥 文八 三年開國門	十七歲 甲子 元治元年開國空	十六歲 乙 丑 慶應 元年開國	十五歲 丙 寅 慶應 二年開國	上四歲 丁 卯 慶應 三年開	士三歲 戊 辰 明治 元 年開國門上	十二歲 己 巳 明治 二年開國	十一歲 庚 午 明治 三年開國	十歲 辛 未 明治 四年開國
十二歲一己未安政六年開國黑华咸	十一歲 庚 申 萬延 元 年開國吳年咸	十歲 辛 酉 文人 元 年開國四七0年	十九歲 壬 戌 文久 二年開國空軍同	十八歲 癸 亥 文人 三年開國四七年同	十七歲 甲子 元治元年開國空室同	十六歲 乙 北 慶應 元 年開國四四年同	十五歲 丙 寅 慶應 二年開國罕華同	上四歲一丁 卯 慶應 三年開國四五年同	十三歲 戊 辰 明治 元 年開國門七年同	十二歲 己 巳 明治 二年開國空全同	十一歲 庚 午 明治 三年開國罕華同	十歲 辛 未 明治四年開國界0年同
十二歲 己 未 安政 六年開	十一歲 庚 申 萬延 元 年開國兴华	十歲 辛 酉 文人 元 年開國昭10年咸豐	十九歲 壬 戌 文八 二年開國罕	十八歲 癸 亥 文八 三年開國門	十七歲 甲子 元治元年開國門室	十六歲 乙 北 慶應 元 年開國聖旨	十五歲 丙寅 慶應 二年開國罕幸	上四歲一丁 卯 慶應 三年開國四去年	十三歲 戊辰 明治元年開國門崔	十二歲 己 巳 明治 二年開國空全	十一歲 庚 午 明治 三年開國罕輩	十歲 辛 未 明治四年開國訊6年
十二歲一己未安政六年開國黑华咸	十一歲 庚 申 萬延 元 年開國吳年咸	十歲 辛 酉 文久 元 年開國至七日最	十九歲 壬 戌 文久 二年開國空軍同	十八歲 癸 亥 文人 三年開國四七年同	十七歲 甲子 元治元年開國空室同	十六歲 乙 北 慶應 元 年開國四四年同	十五歲 丙 寅 慶應 二年開國罕華同	上四歲一丁 卯 慶應 三年開國四六年同治 六	十三歲 戊辰 明治元年開國門七一同治七	十二歲 己 巳 明治 二年開國罕全同治 八	十一歲 庚 午 明治 三年開國昭年同治九	十歲 辛 未 明治四年開國門軍同治十
十二歲一己未安政六年開國緊急咸豐	十一歲 庚 申 萬延 元 年開國吳年咸豐	十歲 辛 酉 文人 元 年開國門0年成豐十一年	十九歲 壬 戌 文人 二年開國空軍同治	十八歲 癸 亥 文人 三年開國空軍同治	十七歲 甲子 元治元年開國空室 同治	十六歲 乙 北 慶應 元 年開國四百年同治	十五歲 丙 寅 慶應 二年開國罕幸 同治	上四歲 丁 卯 慶應 三年開國四五年同治	十三歲 戊 辰 明治 元 年開國巴七 同治	十二歲己 巳 明治二年開國空全同治	十一歲 庚 午 明治 三年 開國罕 4 同治	十歲 辛 未 明治四年開國到6年同治
十二歲 己 未 安政 六年開國民之成豐九年一	十一歲 庚 申 萬延 元 年開國吳在咸豐 十年一	十歲 辛 酉 文人 元 年開國四七0年成豐十二年二	十九歲 壬 戌 文外 二年開國罕軍同治 元年二	ナ八歳 癸 亥 文久 三年開國皇三年同治 ニ	十七歲 甲子 元治元年開國皇皇同治三	十六歲 乙 北 慶應 元 年開國門四年同治四年一八	十五歲 丙 寅 慶應 二年開國門至同治五年一八	上四歲一丁 卯 慶應 三年開國四六年同治 六年一八	十三歲 戊 辰 明治 元年開國門七年同治七年一八	十二歲 己 巳 明治 二年開國聖全同治 八年一八	十一歲 庚 午 明治 三年開國昭華同治 九年一八	十歲 辛 米 明治四年開國門軍同治十年一八
十二歲 己 未 安政 六年開國異元人成豐九	十一歲 庚 申 萬延 元 年開國吳是咸豐 十	十歲 辛 酉 文人 元 年開國門0年成豐十一年	十九歲 壬 戌 文人 二年開國罕三年同治 元	十八歲 癸 亥 文人 三年開國門三年同治 二年一	十七歲 甲子 元治元年開國聖三同治三年一	十六歲 乙 北 慶應 元 年開國門四年同治 四年一	十五歲 丙 寅 慶應二年開國門至同治五年一	上四歲一丁 卯 慶應 三年開國四六年同治 六年一	十三歲 戊辰 明治元年開國門七年同治七年一	十二歲 己 巳 明治 二年開國聖全同治 八年一	十一歲 庚 午 明治 三年開國昭年同治九年一	十歲 辛 米 明治四年開國門軍同治十年一

									-1-			
八十	八 十	八十	八十	八	セナ	七十	七十	七十	-t: ()	セナ	セナ	數
四歲	三歲	二歲	炭	一歲	九歲	八歲	七歳	六 藏	五歳	四歲	三滅	年
丁	戊	己	庚	辛	I:	癸	甲	乙	闪	丁	戊	干
未	申	酉	戌	亥	子	∃Ŀ	寅	卯	辰	E	午	支
弘	嘉	湯	嘉	影	嘉	荔	安治	安	安北	安	安政	帝
化四	永	永一	永三	水四	永五	永六	政元	政二	政三	政四	<b></b> 五	
<u>4</u> ;	715		AF.	NE.	Æ.	<b>TE</b> .	TE_	रोइ	H.	_1F	-sp.	國生
開	開	崩	開	開	開	崩	開	國	開國	別國	別國	朝
國貿	國岩	國星	國黑	國界	國黑	國四六	國	製製	图以充	哭	뜆	<b>66</b> Y-
四 <u>类</u> 年	四五七年	_牟_	华	四六〇年。	砟	40	四公年	四六四年	45	四天公里	四六里	鮮
道光	道光	道光	道光	咸豐	咸豐	成豐	成豐	成豐	成豐	咸豐	咸 豐	支
光三十基	三十八年	<del>=</del>	三	元	<i>⊐</i> .	.ac. 三	阿	II.	六	-남	八	那
華_		- 2	- 本	<u> </u>	_年	सह	<u>4</u>	牟	华	<u> </u>	垂	一年
八四	八四	八四	八 五	八 五	八	八	八 五.	八 五.	八 五.	八 五	八 五.	西
七	八八	九	л. О	.TL.	<u>玩</u> ニ	<u>玩</u> 三	py py	л. Л.	六	-는	八八	紀
九十	九十	九十	九十	九十	九十	八	八十	八十	八十	八十	八十	數
六歲	五 歲	四歲	三歲	三歲	歳	一歲	九歲	八蔵	七歲	六歲	五歲	年
	丙	丁	戊	己	庚	辛	迁	癸	帥	2	丙	于
未	申	酉	戊戌	亥	子	<b>北</b>	五寅	卯	辰	己己	午	支
天	天	天	天	天	天	天	天	天	弘	弘	弘	,
保	保	保	保	保	保	保	保	保	化	花	化	帝
六	-년	八	九	+	+ =	一元	一花	严严	元	=	=	國生
開	開	_45_  開	開	_ <del>华</del> _	-华_	H	開	141	開	開	用用	朝
図	國	阕	國	開國	國	國	國岩	國	國	國	國	173
國認時	國恩莊	國問定	國岡岸	一一一	國門九年	國五0年	. 3i. . 3i≥	國第一年	國四五年	國岩品	國四五五	鮮
道	道	道	道	道光	道	道	道	道	道	道	道	支
光十	光十	光十	光士		光二	道光三三年	光三元	九三	道光三型	光三	道光三至	
五年	益	本基	益	华	华	UE.	延	光三量	和	幸	至	那一年
	八八	一八八	八八	八八	一八八	一八八	ース	一八八	八八	八八	八八	西
八三五	三次	三 	三八八	二九		四		四三		14 Fi.	四六	紀

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	-	· · · · · · · ·				1		,	,			
成 子 文政 八年開國四三年道光 二年一八三三 百二十歲 子 未 文化八年開國四三年嘉慶十五歲 子 中 文政 八年開國四三年道光 二年一八二八 百十五歲 子 中 文政 二年開國四三年 道光 二年 一成 子 文政 二年開國四三年 道光 二年 一成 子 文政 二年開國四三年 道光 二年 一八三二 百十二歲 子 中 文政 二年開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 中 文政 八年開國四三年 道光 二年 一八三二 百十二歲 子 中 文政 二年開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 十年開國四三年 道光 十年 一八三二 百十二歲 子 文政 二年開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 十年開國四三年 道光 十年 一八三二 百十二歲 子 文 文化十三年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 中 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 中 文政 二年 開國四三年 嘉慶 三年 歲 子 中 文政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 歲 子 中 文政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文化 八年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文政 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文 文 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文 文 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文 文 二年 開國四三年 嘉慶 十年 次 第 年 文 文 二年 日 二十 一 第 年 一 八 三 日 十 一 成 子 一 文 立 五 年 日 二 一 日 一 一 成 子 一 文 立 五 年 日 一 一 二 日 二 一 一 成 年 日 文 立 五 年 日 二 一 日 一 一 成 年 日 文 立 五 年 日 立 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一						1	百	百	百			九
平 中 文政 八年開國皇帝道光 二年一八二三 百十九歲 子 未 文化 八年開國皇帝嘉慶十章 平 中 文政 八年開國皇帝道光 七年一八二九 百十五歲 乃 子 文化十年開國皇帝道光 元年一八二九 百十五歲 乃 子 文化十年開國皇帝嘉慶子奉 乃 文 文政 十年開國皇帝道光 七年一八二九 百十五歲 乃 子 文化十年開國皇帝嘉慶子奉 乃 文 文政 十年開國皇帝道光 七年一八二九 百十五歲 乃 子 文化十年開國皇帝嘉慶子奉 乃 文 文政 十年開國皇帝道光 七年一八二九 百十五歲 乃 子 文化十年開國皇帝嘉慶子奉 下 文 文政 八年開國皇帝道光 七年一八二九 百十五歲 乃 子 文化十年開國皇帝嘉慶子奉 下 文 文政 八年開國皇帝道光 七年一八二九 百十五歲 乃 子 文化十年開國皇帝嘉慶子奉 下 文 文 文 工 年開國皇帝嘉慶子奉 一 文 文 文 工 年開國皇帝嘉慶子奉 一 文 文 文 工 年開國皇帝嘉慶子奉 一 文 文 文 工 年開國皇帝嘉慶子奉 一 文 文 文 工 年開國皇帝嘉慶子奉 一 文 文 文 工 年開國皇帝嘉慶子奉 一 文 文 文 工 年 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工								_	_	JL	八	
<ul> <li>午 天保 五年開國四三年道光 + 四年   八三四 百十 - 歲 子 大 文化 八年開國四三年 道光 + 四年   八三四 百十 - 歲 子 大 文此 + 年開國四三年 道光 + 二年   八三二 百十 - 歲 子 文 政 + 年開國四三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 化 + 年開國四三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 化 + 年開國四三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 化 + 年開國四三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 化 + 年開國四三年 嘉慶 - 十年 文 政 十年   四四三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 化 + 年     四四三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 化 + 年     回回三年 嘉慶 - 十年 文 政 + 年     回回三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 化 + 年     回回三年 嘉慶 - 十年 文 政 + 年     回回三年 道光 + 年   八三二 百十 - 歲 子 文 文 化 + 年                                    </li></ul>	<u>歲</u>	歲_	_歲_	_歲_	_歲_	歲_	_歲_	歲	_歲_	歲	歲	_歲_
天保 五年開國四三年道光 十年 八三四 百十二歳 子 未 文化 八年開國四三年嘉慶十年 文政 十年開國四三年道光 十年 八三二 百十二歳 子 中 文化 十年開國四三年嘉慶十年 文政 十年開國四三年道光 七年 八三二 百十二歳 日 中 成 文化 十年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八三二 百十二歳 日 中 成 文化 十年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八三二 百十二歳 日 中 成 文化 十年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八二九 百十五歳 日 卯 文政 二年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八二九 百十五歳 日 卯 文政 二年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八二九 百十五歳 日 卯 文政 二年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八二九 百十五歳 日 卯 文政 二年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八二十 百十二歳 日 文化 七年開國四三年嘉慶 千年 文政 七年開國四三年道光 七年 八二十 百十二歳 日 文化 七年開國四三年嘉慶 十年 文政 七年開國四三年 道光 二年 八二三 百十二歳 日 文化 七年開國四三年 嘉慶 十年 文政 七年開國四三年 道光 二年 八二二 百十二歳 日 文化 九年開國四三年 嘉慶 十年 文政 二年開國四三年 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲
政、年開國皇章道光十里一八三三百十二歲 子 未 文化八年開國皇章嘉慶十章 以、年開國皇章道光十三一八三二百十二歲 子 臣 文政 三年開國皇章道光 七年一八三二百十二歲 子 臣 文政 三年開國皇章嘉慶十章 政十年開國皇章道光 七年一八三二百十二歲 子 文化十年開國皇章嘉慶十章 政十年開國皇章道光 七年一八三二百十二歲 子 文化十年開國皇章嘉慶十章 政 七年開國皇章道光 七年一八三二百十二歲 子 文化十年開國皇章嘉慶十章 政 七年開國皇章道光 七年一八三二百十二歲 子 文化十年開國皇章嘉慶十章 政 七年開國皇章道光 七年一八三二百十二歲 子 文化十年開國皇章嘉慶二章 政 十年開國皇章道光 七年一八三二百十二歲 子 文化十年開國皇章嘉慶二章	未	申	酉	戌	亥	子	亚:	寅	珈	辰	巳	午
工年開國門至道光十四年一八三四百十九歲 于 中 文化八年開國門三年嘉慶十十二年開國門三年道光十二年一八三二百十一歲 下 中 文化十年開國門三年嘉慶十十二年開國門三年道光 七年一八三二百十二歲 下 中 文化十年開國門三年嘉慶十十二年開國門三年道光 七年一八三二百十二歲 下 中 文化十年開國門三年嘉慶十十二年開國門三年道光 七年一八三二百十二歲 下 文化十年開國門三年嘉慶二十二年開國門三年道光 七年一八三二百十二歲 下 文化十年開國門三年嘉慶二十二年開國門三年道光 七年一八三二百十二歲 下 文化十年開國門至嘉慶二十二年 中 文化十年開國門三年嘉慶二十二年 中 文化十年開國門三年嘉慶二十二年 中 文化十年開國門三年嘉慶二十二年 中 大 文化十年開國門三年嘉慶十十二年 中 大 文化十年開國門三年嘉慶二十二年 中 大 文化十年開國門三年嘉慶十十二年 中 大 文化十年 中 中 田 國門三年 嘉慶 十 年 中 大 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東												
<ul> <li>年開國四三年道光 - 年一八三四 百十二歲</li> <li>年開國四三年道光 - 年一八三二 百十二歲</li> <li>中開國四三年道光 - 年一八三二 百十二歲</li> <li>中月國四三年道光 - 年一八三二 百十二歲</li> <li>中月國四三年道光 - 年一八三二 百十二歲</li> <li>中月國四三年道光 - 年一八三二 百十二歲</li> <li>中月國四三年 - 年月國四三年 - 中月國四三年 - 中月四十二年 - 中月國四三年 - 中月國四三年 - 中月國四三年 - 中月四十二年 - 中月國四三年 - 中月國四三年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月二十年 - 中月二十年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月四十二年 - 中月回 - 中月</li></ul>		政		政		1		保	保	保	保	保
開國四三年道光十二年一八三三百十二歲 子 卡 文化八年開國四三年嘉慶十春開國四三年道光十二年一八三二百十二歲 子 臣 文政 三年開國四三年嘉慶十十十 開國四三年道光 七年一八二五百十二歲 子 臣 文政 三年開國四三年嘉慶十十 中 財國四三年道光 七年一八二五百十二歲 子 下 文化十三年開國四三年嘉慶十十 中 中國四三年道光 七年一八二五百十二歲 子 下 文化十三年開國四三年嘉慶十十 中 中國四三年						:	<b>→</b>					
國門軍道光十二年一八三三百十二歲 子 大文化八年開國門軍道光十二年一八三三百十二歲 牙 臣 文政 三年開國門軍道光十二年一八三二百十二歲 牙 反处 三年開國門軍道光十二年一八三二百十二歲 牙 反处 三年開國門軍道光 元年一八三二百十二歲 牙 反化十二年開國門軍 嘉慶十五十二年 道光 五年一八二五百十二歲 牙 攻 大十二年開國門軍 嘉慶十五年國門軍道光 五年一八二五百十二歲 牙 文化十二年開國門軍 嘉慶十五年國門軍道光 五年一八二五百十二歲 牙 文化十二年開國門軍 嘉慶十五年國門軍 道光 五年一八二五百十二歲 牙 文化十二年開國門軍 嘉慶十五年國門軍 道光 五年一八二五百十二歲 牙 文化十二年開國門軍 嘉慶十五年國門軍 道光 二年一八二二百十二歲 子 文化十二年開國門軍 嘉慶十五年國門軍 道光 三年一八二三百十二歲 子 大 文化十二年開國門軍 嘉慶十五年國門軍 道光 三年一八二三百十二歲 子 文化 九年開國門 三年 嘉慶十五年國門軍 道光 三年一八二三百十二歲 子 文化 九年開國門 三年 嘉慶十五年國門 三年 道光 二年 文政 五年開國門 三年 嘉慶十五年國門 三年 道光 二年 中二十二年 中二十二年 中二十二年 中二十二年 中二十二年 中二十二年 中二十二年 中二十二年 中二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十三十二十二十二十二十二十三十二十三十二十二十三十二十三十二十二十三				盟			_垂_		_垂_	- 年		<u>垂</u> 闘
年道光十二年一八三三百十一歲 庆 辰 文化 八年開國四三年嘉慶二十章年道光 七年一八三二百十二歲 庆 辰 文政 三年開國四三年嘉慶二十章年道光 七年一八三二百十二歲 庆 辰 文政 三年開國四三年嘉慶二十章年道光 七年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 五年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百二十歲 辛 未 文化 八年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百二十歲 辛 未 文化 八年開國四三年嘉慶十章	國	國	國	國		國	國	國		岡	國	副
年道光十二年一八三三百十一歲 庆 辰 文化 八年開國四三年嘉慶二十章年道光 七年一八三二百十二歲 庆 辰 文政 三年開國四三年嘉慶二十章年道光 七年一八三二百十二歲 庆 辰 文政 三年開國四三年嘉慶二十章年道光 七年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 五年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二五百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百二十歲 辛 未 文化 八年開國四三年嘉慶二十章年道光 三年一八二三百二十歲 辛 未 文化 八年開國四三年嘉慶十章			NH	<u>-</u>	발	雪	띨				題	題
道光十四十八三四百十二歲 平 大 文化 八年開國四三年嘉慶十十章 道光 十二年一八三二百十二歲 下 內 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 九年一八三二百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 九年一八三二百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 五年一八三二百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 五年一八三二百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 五年一八三二百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 五年一八三二百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 二年一八三二百十二歲 下 文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 三年一八三三百二十歲 平 大文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 三年一八三三百二十歲 平 大文化十二年開國四三年嘉慶二十章 道光 三年	量	=	Pi 年	五.	<u>天</u> 年	七年	全	九、年	10年	华		垂
三年一八三四百九歲 壬 午 文化八年開國四三年嘉慶十章十二年一八三三百十一歲 子 文化十年開國四三年嘉慶一章 一大年一八二五百十二歲 子 文化十年開國四三年嘉慶一章 嘉慶一十章 一八二五百十九歲 子 大文化十年開國四三年嘉慶一章 嘉慶一章 嘉慶一章 嘉慶一章 嘉慶一章 嘉慶一章 嘉慶一章 嘉慶一章	道	道	道	道	道		道	道	道	道	道	道
平 1八三四 百 1 一歳 辛 巳 文政 四 年 開國 2 1 元 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	光	光	光	光	光	光	光	光				
一八三三 百十一歲 辛 巳 文政 五年開國皇五章 嘉慶十章 一八三二 百十二歲 及 寅 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章 一八二五 百十八歲 癸 酉 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章 一八二五 百十八歲 癸 酉 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章 一八二五 百十八歲 癸 酉 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章 一八二五 百十八歲 癸 酉 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章 一八二五 百十八歲 癸 酉 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章 一八二五 百十八歲 癸 酉 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章 一八二五 百十八歲 癸 酉 文化十三年開國皇五章 嘉慶十章	Ξ	四		六	-남	八	九	+	十一	<del>+</del>	ナコ	- <b>i-</b>
百十一歲 辛 巳 文政 五 年開國皇五年 嘉慶十章 百十二歲 子 內 文政 二 年開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 十 元 歲 子 一 文化 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 十 元 歲 子 一 文化 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 十 元 歲 子 一 文化 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	_ <b>₹</b>	华	垂.	_ 华	_ 4柱_	_华_	_ 年		_ 套_	<b>4</b> :	华.
百十一歲 辛 巳 文政 五 年開國皇五年 嘉慶十章 百十二歲 子 內 文政 二 年開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 五 大 大 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 十 元 歲 子 一 文化 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 十 元 歲 子 一 文化 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 十 元 歲 子 一 文化 十 年 開國皇五年 嘉慶二十 章 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	八		八	八	八	八	八					
百十一歲 辛 巳 文政 四年開國四五年嘉慶十章百十二歲 子 內 文化十二年開國四五年嘉慶二十二十二歲 子 內 文化十二年開國四五年嘉慶二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	11 [1		二	그		二八	二九	三〇		=	11 11	
一歲 子 上 文化 八 年開國 三 至 嘉慶 十 章 一歲 子 上 文化 十 年開國 三 至 嘉慶 二 章 嘉慶 一 章 富慶 一 章 嘉 章  章  章  章  章  章  章  章  章  章  章  章		百	百		百	民			百			
歲 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂 茂	=								+	<del></del>	-}-	りし
辛 七 文 文 工 年 開國 三 至 嘉 慶 十 章										歲	歲	歲
未 文化 八 年開國 宣元 華麗 慶二 五 東 文化 十 年 開國 宣元 華麗 慶二 五 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東												
文化 八年開國四三年 嘉慶 十章 文化 八年開國四三年 嘉慶 十章 東國四三年 嘉慶 十章 東國四三年 嘉慶 十章 嘉慶 十章 嘉慶 十章 嘉慶 十章 嘉慶 十章	未	申		戌	亥	子	北	寅	卯	i		
化 化 工 年 開國 三 至 嘉 慶 工 章 惠 慶 工 章 嘉 慶 工 章 惠 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 惠 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 嘉 慶 工 章 惠 慶 工 章 嘉 慶 工 章 惠 虚 B □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	文	文	文	文	·	文	文:	文	文	文	文	文
一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 一年開國皇三年 京慶三十年 京慶二十年 京慶二十年 京慶十年 京慶十年 京慶十年 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華	化				化	化	化				政	
開國皇三年 開國皇三年 開國皇三年 開國皇三年 嘉慶二年 嘉慶二年 嘉慶二十年 嘉慶二十年 嘉慶二十年 嘉慶十年	八	九				-		元	=	三	四	∄i.
開國皇三年道光 二年一八二 開國皇三年嘉慶十年 一八二 開國皇三年嘉慶十年 一八二 嘉慶十年 一八二 京慶十年 一八二 三十年 一八二 三十二年 三八二 三十二年 三八二 三十二年 三八二 三十二十二 三十二十二 三十二十二 三十二 三十二 三十二 三十二 三十二	#	सह	_£		<u>4</u>	AE.	_44	<b>垂</b>	<b>年</b>		.4P.	_ <b>4</b> 柱
図   三年   第   三年   八   三四   三年   第   三年   第   三年   八   三年   八   三年   第   慶   一年   八   二年   八   二年   八   二年   八   二年   八   二年   八   二日   一八   一口   一口   一口   一口   一口   一口   一口	開	用	用		訊	·	開	用用	開	用	開	開
三年   三年   三年   三年   三年   三年   三年   三年	四四	四四	四四	四四	四四	图	四四	四四	四四	图	凶	凶
京慶 - 京慶 - 京慶 - 京慶 - 京慶 - 京慶 - 京慶 - 京慶 -			壬	臺	四	五	云盆	盂	六	二九年	三 ()	
慶 慶 慶 慶 慶 一 慶 一 慶 一 元 一 八 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 八 二	点	嘉	嘉	嘉	14	嘉	弘	3/4	影	易	道	道
十     十     十     十     十     二     三     三     三     三     三     三     二<	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	光	光
全   年   年   年   年   年   年   年   年   年	+	4	+	+		幸	主	幸	主	主	1	=
	発	程	<u> </u>	2	3F.	412		雍	星		JE.	SE.
	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八	八	八	八
عاد المسا ا ا المسا الملك المسلم المسلم المسلم السلم السلم السلم المسلم المسلم المسلم المسلم المسلم	-		=		<b>=</b>	一六	<u>-</u>			= =	=	=